

綾部市告示第28号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和3年3月2日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
令和 2年 4月 1日	綾1005-51005	平成12年11月11日

綾部市告示第 29 号

綾部市生活困窮者住居確保給付金支給要綱（平成 27 年綾部市告示第 38 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

附則第 3 項中「であるものに限る」の次に「。附則第 5 項において同じ」を加え、「第 3 条第 5 号」を「第 2 条第 1 号イに規定する場合における第 3 条第 5 号」に改める。

附則第 3 項の次に次の 3 項を加える。

- 4 前項の規定は、次項の規定により申請日の属する月から起算して第 10 月目の月から当該申請日の属する月から起算して第 12 月目の月までに当たる月分の給付金を受けようとする者については、適用しない。
- 5 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、市長は、給付金の支給について、申請日の属する月が令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの場合にあっては、当該申請に係る第 5 条に規定する支給期間を、3 月ごとに 12 月までの範囲内で延長することができる。
- 6 前項の規定により申請日の属する月から起算して第 10 月目の月から当該申請日の属する月から起算して第 12 月目までに当たる月分の給付金を受けようとする者の第 3 条第 4 号の規定の適用については、同号中「基準額に 6 を乗じて得た額（100 万円を超える場合は、100 万円）」とあるのは、「基準額に 3 を乗じて得た額（50 万円を超える場合は、50 万円）」とする。

様式第 1 号（表面）、様式第 2 号、様式第 3 号及び様式第 6 号中「㊥」を削る。

様式第 8 号（表面）を次のように改める。

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

（表面）

生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）						
フリガナ						
①氏名						
②生年月日	年	月	日	満（	）歳	
③電話番号						
申 立 事 項	④期間（再）延長が必要な理由					
	⑤申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金					
	フリガナ					合 計
	氏名					
	続柄	本 人				
	生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	円	
預貯金等	円	円	円	円	円	
<p>※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動ある場合は収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載してください。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算してください。</p>						
<p>私は、年 月 日付け第 号により、住居確保給付金の支給決定を受けましたが、今後も誠実かつ熱心に就職活動を行うため、支給期間の（再）延長を希望しますので、上記の申立事項に相違なく、必要書類を添えて申請します。</p> <p>私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の貸付けを行うために必要となる範囲で、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。）第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。</p> <p>また、裏面の注意事項について同意します。</p>						
				年 月 日		
綾部市長		様				
				申請者氏名		

様式第10号、様式第12号、様式第13号及び様式第15号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年3月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

綾部市告示第30号

地縁による団体「下原町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年3月4日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 変更があった事項及びその内容
事務所を 綾部市下原町上ノ替地41番地の4「公民館」 に変更する
- 2 変更の年月日
令和3年3月1日
- 3 変更の理由
事務所の名称変更による

綾部市告示第3 1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定に基づき、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年3月4日

綾部市長 山崎 善也

1 名 称

石橋自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡事務に関する事。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関する事。
- (3) 地域の防火、防災に関する事。
- (4) 会員相互の親睦、研修及び文化教養の向上に関する事。
- (5) 会員の福祉厚生に関する事。
- (6) 集会施設等の管理運営に関する事。
- (7) 共有財産の維持管理に関する事。
- (8) その他目的を達成するために必要な事。

3 区 域

本会の区域は、綾部市八津合町城下28番地から58-1番地まで、八津合町石橋9番地から40番地まで、八津合町入江9番地から15番地まで、八津合町耽ケ12番から1番地までの区域とする。

4 主たる事務所

綾部市八津合町城下20番地に置く。

5 代表者

綾部市八津合町城下33番地
古和田 和 夫

6 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者の選任

無し

7 代理人

無し

8 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による

9 認可年月日

令和3年3月4日

綾部市告示第 3 2 号

綾部市介護職員研修受講支援事業補助金交付要綱（令和 2 年綾部市告示第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 2 号中「60 日」を「3 か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、「訴えは、この決定」の次に「（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）」を加える。

附 則

この告示は、令和 3 年 3 月 9 日から施行する。

綾部市告示第 3 3 号

綾部市地域公共交通会議設置要綱（平成 2 0 年綾部市告示第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 2 号及び第 3 号を削り、同条第 4 号中「市運営有償運送」を「自家用有償旅客運送」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条中第 5 号及び第 6 号を削り、第 7 号を第 3 号とする。

附 則

この告示は、令和 3 年 3 月 1 5 日から施行する。

綾部市告示第 3 4 号

綾部市公共交通空白地有償運送事業費補助金交付要綱（平成 2 2 年綾部市告示第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

題名中「公共交通空白地有償運送」を「交通空白地有償運送」に改める。

第 1 条中「公共交通空白地有償運送」を「交通空白地有償運送」に改める。

第 2 条中「公共交通空白地有償運送」を「交通空白地有償運送」に、「第 4 9 条第 1 項第 2 号」を「第 4 9 条第 1 項第 1 号」に改める。

第 3 条中「特定非営利活動法人」を「特定非営利活動法人等」に、「公共交通空白地有償運送」を「交通空白地有償運送」に改める。

第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条第 1 項、第 9 条及び第 1 1 条第 2 項中「公共交通空白地有償運送」を「交通空白地有償運送」に改める。

別表中「公共交通空白地有償運送」を「交通空白地有償運送」に、「1 法人」を「1 団体」に改める。

様式第 1 号から様式第 8 号までの規定中「公共交通空白地有償運送」を「交通空白地有償運送」に改める。

附 則

この告示は、令和 3 年 3 月 1 5 日から施行する。

綾部市告示第 3 5 号

綾部市未熟児養育医療給付要綱（平成 2 5 年綾部市告示第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中「㊟」及び「（自署又は記名押印）」を削る。

様式第 2 号中「㊟」を削り、「確認印」を「確認欄」に改める。

様式第 9 号中「㊟」及び「（自署又は記名押印）」を削る。

附 則

この告示は、令和 3 年 3 月 1 5 日から施行する。

綾部市告示第 3 6 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 3 項の規定に基づき、令和 3 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次により縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧の場所 綾部市役所企画総務部税務課
- 2 縦覧の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 5 月 3 1 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）
- 3 縦覧の時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

綾部市告示第 3 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 3 年度綾部市一般会計予算
- 2 令和 3 年度綾部市市立診療所等特別会計予算
- 3 令和 3 年度綾部市農林業者労働災害共済特別会計予算
- 4 令和 3 年度綾部市国民健康保険特別会計予算
- 5 令和 3 年度綾部市介護保険特別会計予算
- 6 令和 3 年度綾部市後期高齢者医療特別会計予算
- 7 令和 3 年度綾部市駐車場特別会計予算
- 8 令和 3 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計予算
- 9 令和 3 年度綾部市上水道事業会計予算
- 1 0 令和 3 年度綾部市下水道事業会計予算
- 1 1 令和 3 年度綾部市病院事業会計予算
- 1 2 令和 3 年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 1 3 令和 2 年度綾部市一般会計補正予算（第 1 2 号）
- 1 4 令和 2 年度綾部市一般会計補正予算（第 1 3 号）
- 1 5 令和 2 年度綾部市市立診療所等特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 6 令和 2 年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 1 7 令和 2 年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 1 8 令和 2 年度綾部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 9 令和 2 年度綾部市駐車場特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 0 令和 2 年度綾部市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 2 1 令和 2 年度綾部市病院事業会計補正予算（第 4 号）

綾部市告示第 3 8 号

綾部市基幹相談支援センター事業実施要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市基幹相談支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 7 7 条の 2 の規定に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置する基幹相談支援センターが行う事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施主体及び運営)

第 2 条 事業の実施主体は、綾部市とする。ただし、事業の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められる事業者（法第 5 条第 1 8 項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者をいう。）（以下「事業者」という。）に委託することができるものとする。

(事業の内容)

第 3 条 事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総合的・専門的な障害者等の相談支援に関すること。
- (2) 地域における障害者等の相談支援体制の強化に関すること。
- (3) 障害者等の地域生活移行支援及び地域生活定着支援の促進に関すること。
- (4) 障害者等の権利擁護及び虐待防止に関すること。
- (5) 綾部市障害者地域自立支援協議会の運営に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(職員の配置)

第 4 条 事業者は、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる職員（主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等をいう。以下同じ。）を配置しなければならない。

2 職員は、事業に支障のない範囲において、他の業務と兼務することができる。

(事業者及び職員の遵守事項)

第 5 条 事業者及び職員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た対象者に関する情報を他に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。
- (2) 関係機関等と日頃から情報交換を行う等円滑な関係づくりに努めること。

(記録の整備)

第6条 事業者は、相談に関する諸記録を整備し、相談業務に従事した日から5年間保存しなければならない。

(事業の報告)

第7条 事業者は、毎年度終了後速やかに、執行状況について市長に報告しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

綾部市告示第 3 9 号

綾部市高齢者等への P C R 検査等事業実施要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市高齢者等への P C R 検査等事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、綾部市内の高齢者施設へ新規に入所する高齢者及び基礎疾患を有する者について、本人の希望に基づき P C R 検査又は抗原定量検査を無料で実施することにより、市内の高齢者施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大による集団感染の防止を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この事業の対象者は、本市に所在する高齢者施設に新規に入所する者（本市以外に住所を有する者を含む。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) P C R 検査又は抗原定量検査（以下「P C R 検査等」という。）の受検を希望し申請時において 6 5 歳以上の高齢者であること。
- (2) 基礎疾患を有する者（「新型コロナウイルス感染症（C O V I D - 1 9）診療の手引き」に記載されている重症化リスク因子とされている疾患を有する者）であること。

2 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合や濃厚接触者の行政検査等を受検する場合は事業の対象としない。

(対象施設)

第 3 条 この事業の対象施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設であって、市内に所在するものとする。

- (1) 介護老人福祉施設
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 地域密着型介護老人福祉施設
- (4) 認知症対応型共同生活介護事業所
- (5) 特定施設入居者生活介護施設
- (6) 地域密着型特定施設入居者生活介護施設

(検査の実施等)

第 4 条 P C R 検査等は、1 人につき 1 回を原則とし、市が委託した検査実施機関（以下「検査実施機関」という。）において実施する。

2 P C R 検査等の本人負担は、なしとする。

(申請)

第5条 PCR検査等の受検を希望する者（以下「申請者」という。）は、綾部市高齢者等へのPCR検査等事業申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び同意書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（決定通知）

第6条 市長は、前条の申請書を受領したときは、速やかにその内容を審査の上、実施の適否を決定し、綾部市高齢者等へのPCR検査等事業決定（不決定）通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の決定通知書受領後にPCR検査等の受検を辞退する場合は、速やかに市に連絡するとともに同項の決定通知書を市に返却しなければならない。

（検査の申込）

第7条 前条の規定により決定されたPCR検査等の受検者（以下「受検者」という。）は、直接、市が指定する検査実施機関と調整の上、PCR検査等を受検しなければならない。

2 受検者は、前項の受検に際しては、決定通知書を検査実施機関に提示しなければならない。

（検査結果の通知）

第8条 検査実施機関は、受検者のPCR検査等を実施したときは、速やかにその結果を、綾部市高齢者等へのPCR検査等事業実施報告書（様式第4号）により、対象施設、受検者及び市へ通知しなければならない。

（知事への届出）

第9条 検査実施機関は、PCR検査等で陽性と判明した受検者があるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項の規定により、最寄りの保健所長を経由して京都府知事に届け出なければならない。

（検査費用の返還）

第10条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正の手段により受検者として決定され、又はPCR検査等を受検したときは、その決定を取り消し、又はPCR検査等の受検に係る費用の全部又は一部を申請者に負担させることができる。

（秘密の保持）

第11条 本事業の関係者は、本事業を行うに当たり、個人の人権を尊重し、その身上に関する秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長

様

申請者 住所
氏名
電話番号

綾部市高齢者等へのPCR検査等事業申請書

綾部市高齢者等へのPCR検査等事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 PCR検査等希望者

ふりがな 氏名	
住所	〒 — 電話番号（ ）
生年月日	年 月 日
入所予定施設名	
入所予定日	年 月 日
施設担当者	氏 名
	連絡先

様式第 2 号（第 5 条関係）

同意書

【PCR検査等の目的等】

- 今回の検査は、高齢者が新型コロナウイルスに感染した場合、重症化しやすい特性があるため、介護保険施設等への新規入所者からの新型コロナウイルス感染症の集団感染を防ぐために、任意で行うものです。
- 検査の性質上、実際には感染していても結果が陰性となることや、感染していなくても結果が陽性となることがあります。
- 検査の結果、陽性となった場合には、症状の有無にかかわらず、入院や療養の措置がとられる可能性があります。
- 検査結果は、綾部市、入所予定施設の他、必要に応じて関係機関と共有します。

私は、上記の目的等を理解した上でPCR検査等を希望します。また、その結果について、綾部市、入所予定施設の他、必要に応じて関係機関へ情報提供されることに同意します。

年 月 日

署名 _____ (本人自署)

代筆者署名 _____ (続柄 _____)

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

申請者

様

綾部市長



綾部市高齢者等への P C R 検査等事業決定（不決定）通知書

年 月 日付で申請のあった、P C R 検査等希望者について、受検者として決定（不決定）しましたので、綾部市高齢者等への P C R 検査等事業実施要綱第 6 条の規定により通知します。

記

- 1 受検者氏名
- 2 入所予定施設名
- 3 検査実施機関名
- 4 不決定の理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

様

検査実施機関名

綾部市高齢者等への P C R 検査等事業実施報告書

年 月 日付け 第 号により決定通知のあった者について、
下記のとおり P C R 検査等を実施しましたので、報告いたします。

記

1 受検者

ふりがな 氏名	
住所	〒 - 電話番号 ()
生年月日	年 月 日

2 P C R 検査等結果

区 分	P C R 検査 ・ 抗原定量検査
実施日	年 月 日
結 果	陽性 ・ 陰性
特記事項など	

綾部市告示第40号

綾部市産婦健康診査実施要綱を次のように定める。

令和3年3月25日

綾部市長 山崎善也

綾部市産婦健康診査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定により実施される産婦の健康診査の一層の普及徹底を図るため、健康診査を医療機関及び助産所に委託して実施し、もって産婦の健康管理の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 産婦健康診査の対象となる者（以下「対象者」という。）は、綾部市内に住所を有するおおむね産後1か月以内の産婦とする。

(実施方法)

第3条 産婦健康診査は、市長が指定した医療機関及び助産所（以下「指定医療機関等」という。）に委託して実施するものとする。

(産婦健康診査の内容等)

第4条 産婦健康診査の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 問診（生活環境、授乳状況、育児不安等）
- (2) 診察（悪露、乳房の状態、子宮復古状況等）
- (3) 体重・血圧測定
- (4) 尿検査（蛋白・糖）
- (5) エジンバラ産後うつ病質問票を利用した精神面に関する検査

2 産婦健康診査の時期は、おおむね産後1か月以内とする。

3 産婦健康診査の受診回数は、対象者1人につき2回以内とする。

(受診券の交付)

第5条 市長は、綾部市妊婦健康診査実施要綱（平成9年綾部市告示第46号）第5条第1項に規定する妊婦健康診査受診券の交付に併せて、別に定める産婦健康診査受診券（以下「受診券」という。）を2枚交付するものとする。

2 市長は、受診券を紛失し、又は毀損した者から別に定める妊産婦健康診査受診券再交付申請書の提出があったときは、受診券に「再交付」と朱書きして再交付することができる。

3 市長は、妊婦又はおおむね産後1か月以内の産婦が綾部市に転入してきた事を確認したときは、別に定める妊産婦健康診査受診券再交付申請書を提出させ、適当と認めた場合は、受診券を交付するものとする。ただし、当該申請者が既に受診した健康診査があ

る場合は、該当する受診券を除いて交付するものとする。

(産婦健康診査の受診)

第6条 前条の受診券の交付を受けた者は、当該受診券を指定医療機関等に提出し、産婦健康診査を受けるものとする。

(産婦健康診査費用の請求及び支払)

第7条 指定医療機関等は、別に定める妊産婦健康診査費請求書に受診券を添付の上、各月分の産婦健康診査費用(以下「費用」という。)を翌月10日までに市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の妊産婦健康診査費請求書の提出があったときは、内容を審査の上、遅滞なく当該指定医療機関等に費用を支払うものとする。

3 指定医療機関等が請求できる額は、市長が別に定める額とする。

(事後指導)

第8条 市長は、産婦健康診査の結果に基づき、産婦の健康管理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、特に支援が必要な産婦については、医療機関、児童相談所、保健所等の関係機関と連携し、支援を図るものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、産婦健康診査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

綾部市告示第 4 1 号

綾部市予防接種費用助成金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市予防接種費用助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）第 5 条の規定に基づき実施する定期の予防接種を受けた者又はその保護者等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者又はその保護者等とする。

- (1) 接種日において市内に住所を有する者であること。
- (2) 予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号）第 5 条の規定により市長が公告した定期予防接種の対象者（以下「接種対象者」という。）であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 市が予防接種の実施に関して業務委託を締結している医療機関以外で定期の予防接種を受けた者であること。

イ その他市長が必要と認める予防接種を受けた者であること。

(助成対象予防接種)

第 3 条 助成金の交付の対象となる予防接種（以下「助成対象予防接種」という。）は、法第 2 条第 2 項に規定する A 類疾病及び同条第 3 項に規定する B 類疾病に係る定期の予防接種とする。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、助成対象予防接種の接種に要した費用又は接種日の属する年度において市が医療機関と締結している予防接種委託契約の単価のいずれか少ない方の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象予防接種について綾部市各種予防接種費用徴収規則（昭和 3 6 年綾部市規則第 1 号）の規定による徴収金があるときは、当該徴収金の額を前項の助成金の額から差し引くものとする。

(依頼書の申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、接種対象者が予防接種を受ける前にあらかじめ綾部市予防接種依頼書交付申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(依頼書の交付等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、申請者が助成対象者に該当すると認められる場合、接種対象者が助成対象予防接種を受ける医療機関又は市区町村等（以下「医療機関等」という。）の長あての綾部市予防接種実施依頼書（様式第2号。以下「依頼書」という。）を交付するものとする。

2 依頼書の有効期限は発行日から6か月とする。

(実施方法)

第7条 接種対象者は、医療機関等において助成対象予防接種を受け、当該助成対象予防接種に係る費用を当該医療機関等に支払うものとする。

(助成の申請)

第8条 申請者は、綾部市予防接種費用助成金交付申請書（様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、予防接種を受けた年度内に市長に提出しなければならない。

(1) 接種対象者が助成対象予防接種を受けた医療機関等の領収書（原本）

(2) 接種対象者が受けた助成対象予防接種の内容が記載されている書類（母子健康手帳の写し、予防接種済証等）

(助成金の交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、綾部市予防接種助成金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第10条 助成金の交付決定を受けた者は、市長に請求書を提出するものとし、市長はこれに基づき速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対して、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(実施上の留意事項)

第12条 本要綱の実施に当たっては、申請者のプライバシーの保護について、十分留意しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申 請 者 氏 名 ⑩
 住 所
 接種対象者との続柄
 電 話 番 号

綾部市予防接種依頼書交付申請書

下記の理由により綾部市内で予防接種を受けることができないため、綾部市予防接種費用助成金交付要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり予防接種実施依頼書の交付を申請します。

記

接種対象者氏名	(男・女)
生 年 月 日	年 月 日 (歳 か月)
現 住 所	綾部市
依 頼 の 理 由	
滞 在 地	〒
希望する予防接種の種類	
接種予定医療機関等	医療機関名
	所在地
	電話番号

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市予防接種実施依頼書

綾部市に住民登録がある下記の者が、下記の理由のため、本市が実施する予防接種を受けることができませんので、貴院（市区町村）において接種していただきますよう依頼いたします。

なお、当該予防接種に起因する健康被害につきましては、本市において対応いたします。

ただし、予防接種に係る費用及びこれに必要な諸検査費用を徴収する必要がある場合には、被接種者又は被接種者の保護者等から徴収くださるようお願いいたします。

記

接種有効期限	年 月 日まで ※期限の記載のないものは、発行日から 6 か月以内	
被 接 種 者	氏 名	(男・女)
	生年月日	年 月 日 (歳 か月)
	現住所	綾部市 (電話)
滞 在 地	〒 ー 様方 (電話)	
依 頼 の 理 由		
予 防 接 種 の 種 類		

接種完了後は、予診票を下記あてに送付していただきますようお願いいたします。

〒 6 2 3 - 0 0 1 1 京都府綾部市青野町東馬場下 1 5 - 6

綾部市保健推進課 電話 0 7 7 3 - 4 2 - 0 1 1 1

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申 請 者 氏 名 ㊦
 住 所
 接種対象者との続柄
 電 話 番 号

綾部市予防接種費用助成金交付申請書

綾部市予防接種実施依頼書により接種した予防接種費用の助成を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

接種対象者氏名	(男・女)		
生 年 月 日	年 月 日 (歳 か月)		
現 住 所	綾部市		
接種した予防接種の種類	接 種 日	接種医療機関等	支払金額
①			円
②			円
③			円
④			円
⑤			円
⑥			円
⑦			円
⑧			円
⑨			円
⑩			円

(添付書類)

- 1 接種対象者が助成対象予防接種を接種した医療機関等の領収書（原本）
- 2 接種対象者が受けた助成対象予防接種の内容が記載されている書類（母子健康手帳の写し、予防接種済証等）

様式第 4 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市予防接種助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました予防接種費用助成金について、綾部市
予防接種費用助成金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知し
ます。

記

被接種者氏名	
交 付	交付対象となる予防接種 交付決定額 円
不 交 付	(理由)

※ 虚偽その他の不正な手段により交付を受けた場合、本市が交付した助成金の全部又は
一部の返還を命ずることがあります。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して
3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったこ
とを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算
して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求
をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して
6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、
提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月
以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴
えを提起することができなくなります。）。

綾部市告示第 4 2 号

綾部市サテライトオフィス支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市サテライトオフィス支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして普及の進む、テレワークによるオフィスの分散と多様な働き方を推進するため、市内にサテライトオフィス等を設置した事業者に対し、予算の範囲内において、賃料の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 1 0 日までの間に市内において次の各号のいずれかの方法により自社の本拠とは別に開設した事務所（以下「補助対象事務所」という。）を有する事業者とする。

- (1) 空き事務所、空き家又はレンタルオフィスを賃借する方法
- (2) その他市長が特に認める方法

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象としない。

- (1) 綾部市暴力団排除条例（平成 2 4 年綾部市条例第 3 7 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等及び同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者に該当する事業者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）に規定する性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- (3) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- (4) 市税を滞納している者（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 5 9 条第 1 項の規定による徴収の猶予を受けている者を除く。）
- (5) 補助金の趣旨等に照らして市長が適当でないと判断する者

(補助金の額等)

第 3 条 補助金の額は、補助対象事務所に係る令和 3 年度の賃料の 1 0 分の 1 0 以内の額とし、1 か月当たり 8 万円を上限に当該補助対象事務所を開設した日から 6 か月の期間を限度として交付する。

2 補助対象事務所に住居として使用している部分がある場合は、前項の賃料は事務所部分と住居部分の床面積で按分して算定した額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事務

所の開設前に、綾部市サテライトオフィス支援補助金交付申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、当該開設後6か月以内又は令和4年3月10日までのいずれか早い日までに限り申請することができるものとする。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市サテライトオフィス支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（事業の変更・中止・廃止）

第6条 申請者が、交付決定を受けた後において、止むを得ない理由により変更が生じ、事業を変更し、又は中止しようとするときは、綾部市サテライトオフィス支援補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を得なければならない。

（補助金の請求及び交付）

第7条 交付決定を受けた者は、第3条第1項に定める賃料の支払を終えてから1か月以内又は令和4年3月15日のいずれか早い日までに、綾部市サテライトオフィス支援補助金実績報告書兼請求書（様式第4号）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）この要綱の規定に違反したとき。
- （3）その他市長が事業の運営、経理等について、不相当と認めたとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者（会社名及び代表名）

所在地

名 称

氏 名

㊦

綾部市サテライトオフィス支援補助金交付申請書

綾部市サテライトオフィス支援補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、綾部市が綾部市サテライトオフィス支援補助金の交付決定に必要な市税の情報を利用することに同意します。

記

交 付 申 請 額	円 ※①×②		
	内 訳	賃料月額	※賃料（消費税除く）か 8 万円の 円① いずれか低い額
		対象月数	※令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 か月② 3 月 1 5 日までの間に賃料を支 (令和 年 月～令和 年 月) 払う月数（最大 6 か月）
申 請 物 件 所 在 地			
開設（予定）日	年 月 日	配置（予定）人数	人
申 請 物 件 に おける事業計画			
担 当 者 連 絡 先	氏 名	電 話 番 号	

（添付書類）

- 法人は登記事項証明書、個人事業主は個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- 申請物件の賃料、間取りが確認できる書類
- （個人事業主のみ）本人確認書類の写し
- その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長 印

綾部市サテライトオフィス支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市サテライトオフィス支援補助金交付要綱に基づく補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市サテライトオフィス支援補助金交付要綱第 5 条の規定により通知します。事業の実施並びに経理について適切に処理するようにしてください。

なお、要綱第 6 条による事由が生じた場合は、直ちに届出し、承認を受けてください。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 3 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者（会社名及び代表名）

所在地

名 称

氏 名

㊟

綾部市サテライトオフィス支援補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付け 指令第 号により交付決定のあった補助金に係る事業の内容を次のとおり（変更・中止・廃止）したいので、綾部市サテライトオフィス支援補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、承認くださるよう申請します。

記

1 変更（中止）の内容

2 変更（中止）の理由

(表面)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

年 月 日

綾部市長 様

申請者 (会社名及び代表名)

所在地

名 称

氏 名

㊟

綾部市サテライトオフィス支援補助金実績報告書兼請求書

年 月 日付け 指令第 号により交付決定のあった補助金について、綾部市サテライトオフィス支援補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり報告及び請求します。

記

1 事業内容

請 求 額	円 ※①×②		
	内 訳	賃料月額	※賃料 (消費税除く) か 8 万円の 円① いずれか低い額
		対象月数 (令和 年 月～令和 年 月)	※令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 か月② 3 月 1 5 日までの間に賃料を支 払った月数 (最大 6 か月)
物 件 所 在 地			
開 設 日	年 月 日	配 置 人 数	人
申請物件における事業実績			
担当者連絡先	氏 名		電 話 番 号

(裏面)

2 補助金の振込先

金融機関名		支店名							
預金種別	普通・当座・その他	口座番号 (左詰め)							
フリガナ									
口座名義									

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名と口座番号を記入してください。

3 添付書類

- 賃貸借契約書の写し
- 賃料の支払いが確認できる書類（通帳中面、領収書等）の写し
- 口座番号と口座名義（カタカナ）が確認できる書類の写し（通帳の表紙裏等）
- 写真（物件の外観、内観が確認できるもの）
- その他市長が必要と認める書類

綾部市告示第43号

綾部市ものづくり企業振興補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月25日

綾部市長 山崎善也

綾部市ものづくり企業振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業の振興及び雇用の拡大を図るため、人材育成、雇用・定住の促進、新製品開発、販路開拓、地域貢献及び事業継続力の強化等に資する事業を行う市内のものづくり企業に対して、予算の範囲内において綾部市ものづくり企業振興補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ものづくり企業」とは、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる製造業を営む会社及び個人をいう。

(補助対象企業)

第3条 補助金の交付対象企業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に工場が所在するものづくり企業であること。
- (2) 綾部市暴力団排除条例(平成24年綾部市条例第37号)第2条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない企業であること。
- (3) 市税に滞納がない企業(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条第1項の規定による徴収の猶予を受けている企業を含む。)であること。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の補助対象事業ごとに補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする企業は、補助対象事業ごとに、補助金の交付を行う年度(以下「交付年度」という。)の1月15日までに綾部市ものづくり企業振興補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市ものづくり企業振興補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請企業に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた企業が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
インターンシップ支援事業	綾部市雇用促進連絡会議の事業を通じたインターンシップの受け入れに対して1人当たり1日5千円	10分の10	1人当たり3万円
雇用・定住促進事業	市内での社宅、社員寮整備に要する経費のうち、次に定めるもの 1 建築費、購入費 2 5年以上の新規借上げ契約における初年1年間の賃料（1棟4部屋以上の借上げであること。）	4分の1	1 建築、購入 1棟100万円 1棟まで 2 借上げ 1棟50万円 2棟まで
試験機器利用支援事業	京都府中小企業技術センターの機械器具貸付料及び依頼試験手数料	2分の1	20万円/年
販路拡大支援事業	新規市場開拓や販路拡大に必要な展示会等への出展に要する展示小間料、出展負担金等の経費	2分の1	10万円/年
地域貢献支援事業	1 地域に開かれたイベント開催経費 2 上記以外のイベント参加に対して1人当たり1千円（10人以上の参加であること。） 3 その他市長が必要と認めた経費	10分の10	1 イベント開催 10万円/年 2 イベント参加 3万円/年 3 その他 10万円/年
災害復旧支援事業	工場等の災害復旧に要した経費	10分の10	100万円

備考

- 1 補助対象事業は、交付年度の前年度1月1日から交付年度12月31日までに行われたものとする。
- 2 補助対象経費は、国又は京都府等から同様の経費を対象とする補助金等を受けていないものとし、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

様式第 1 号（第 6 条関係）

（表面）

年 月 日

綾部市長 様

申請者

本社所在地

名 称

代表者氏名

工場所在地

工場名称

綾部市ものづくり企業振興補助金交付申請書

綾部市ものづくり企業振興補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、裏面の「2 誓約事項」について同意します。

記

1 申請内容

補助対象事業名 （申請される事業名 に○をつけてください。）	事業名
	インターンシップ支援事業
	雇用・定住促進事業
	試験機器利用支援事業
	販路拡大支援事業
	地域貢献支援事業
	災害復旧支援事業
補助対象経費	円（消費税及び地方消費税を除く。）
補助対象経費の内訳	

(裏面)

2 誓約事項

- ・本申請書の記載内容に偽りはありません。
- ・綾部市が綾部市ものづくり企業振興補助金の交付決定に必要な市税の情報を利用することに同意します。
- ・併給禁止の条件のある他の補助金等の給付を受けていません。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、綾部市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。
また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。

3 添付書類

- ・領収書等の補助対象経費の額を証する書類及び写真
- ・その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市ものづくり企業振興補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市ものづくり企業振興補助金交付要綱に基づく補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市ものづくり企業振興補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

補助対象 事業名	
交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

綾部市告示第 4 4 号

綾部市特定空家等除却費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市特定空家等除却費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、特定空家等の除却を行う者に対し、予算の範囲内で綾部市特定空家等除却費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市民の安全・安心の確保と生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者 登記簿に記録されている所有者又は当該所有者の相続人をいう。ただし、特定空家等が未登記である場合は、固定資産課税台帳に記録されている所有者若しくは当該所有者の相続人又は納税義務者をいう。
- (2) 特定空家等 次の各号のいずれにも該当する建築物をいう。
 - ア 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 2 条第 2 項に定める特定空家等であること。
 - イ 綾部市空家等対策の推進に関する実施要領（平成 2 9 年 3 月 1 日付け 2 9 綾建築第 1 1 8 4 号建設部長通知。以下「要領」という。）に定める建築物等保安状況調査の結果、住宅等不良度の評点の合計が 1 0 0 点以上であること。
 - ウ 営利法人を除く建築物の所有者で、現に使用していないものであること。

(補助対象空家等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる特定空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、市内に所在する特定空家等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 用途が住宅（住宅に附属する倉庫その他の建築物（以下「附属建築物」という。）を含む。併用住宅の場合は住宅部分が過半を占めるものをいう。）であり、かつ、特定空家等として要領第 7 条の規定による助言又は指導を受けているもの
- (2) 所有権以外の権利が存しないもの。ただし、権利者から除却に対して同意を得ているものを除く。
- (3) 現に公共事業等の補償の対象となっていないもの

2 前項の規定に関わらず、所有者が補助金の対象とすることを目的に故意に補助対象空家等を破損させた形跡があると市が認めたときは、補助金の対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 要領第7条の規定による助言又は指導に従って補助対象空家等の除却工事を実施しようとする者
- (2) 補助対象空家等の所有者又は補助対象空家等が存する土地の所有者（補助対象空家等の所有者に当該補助対象空家等の除却に係る同意を得たものに限る。）
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者
- (5) 補助対象空家等が共有である場合は、除却について原則として共有者全員の同意を得た者
- (6) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めたものについては、対象者とすることができる。

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当する補助対象空家等の除去工事（空家等の解体、運搬及び処分に係るもの）とする。

- (1) 市内に本店又は支店若しくは事務所を置く法人に請け負わせる工事であること
- (2) 除却に必要な建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業者の登録を受けている者が行う工事であること
- (3) 附属建築物のみを除却する工事でない工事であること

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象空家等の除却に要する費用（以下「補助対象経費」という。）に3分の1を乗じて得た額以内とし、30万円（この告示による補助金の交付を決定した時点において、住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣が定める標準除却費により算定した除却工事費の額が30万円を下回る場合はその額とする。）を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市特定空家等除却費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、綾部市特定空家等除却費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の変更等)

第9条 申請者は、第7条の規定による申請内容を変更又は中止しようとするときは、綾部市特定空家等除却費補助金変更等承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、対象工事完了後速やかに綾部市特定空家等除却費補助金実績報告書(様式第4号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、内容を審査し、相当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助金の交付申請を行った者が虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

綾部市長

様

（申請者）

住 所

氏 名

㊦

電話番号

綾部市特定空家等除却費補助金交付申請書

綾部市特定空家等除却費補助金の交付を受けたいので、綾部市特定空家等除却費補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

建築物の所在地	綾部市
建物の所有者	住所 氏名
種 別	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
建築物概要	階数 階 建築面積 m ² 延べ面積 m ²
	敷地面積 m ²
構 造	造 一部 造
建築年月日	年 月 日
除却工事費用予定額	円
補助金交付申請額	円
施 工 者	会 社 名
	所 在 地
	電 話 番 号
除却工事予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日

添付書類

- (1) 事業計画書（位置図、配置図、現況写真、工程表）
- (2) 補助対象空家等の除却工事費見積書
- (3) 市税完納証明書
- (4) 登記事項証明書等補助対象空家等の所有者が確認できるもの
- (5) 除却工事を行う建設業者の建設業許可証の写し又は除却工事業業者の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 23 条第 2 項の規定による通知の写し
- (6) 共有名義者の除却同意書
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市特定空家等除却費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市特定空家等除却費補助金の交付につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市特定空家等除却費補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

交 付	交付決定額	円
不 交 付	(理由)	
そ の 他	(1) 申請の内容に変更があるときは、綾部市特定空家等除却費補助金交付要綱第 9 条の規定により、綾部市特定空家等除却費補助金変更等承認申請書（様式第 3 号）を提出してください。 (2) 対象工事が完了したときは、綾部市特定空家等除却費補助金交付要綱第 10 条の規定により、速やかに綾部市特定空家等除却費補助金実績報告書（様式第 4 号）を提出してください。	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

（申請者）

住 所

氏 名

印

電話番号

綾部市特定空家等除却費補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市特定空家等除却費補助金について、下記のとおり（変更・中止）したいので、綾部市特定空家等除却費補助金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

記

建築物の所在地	綾部市
補助金交付決定 通知番号	
除却工事内容 変更の概要	
変更・中止の理由	
変更前の 除却工事費用予定額	円
変更後の 除却工事費用予定額	円

添付書類（変更内容に関する書類）

- （１）変更後の事業計画書
- （２）変更後の除却工事費見積書
- （３）その他変更内容が確認できる書類

様式第 4 号（第 10 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

印

電話番号

綾部市特定空家等除却費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市特定空家等除却費補助金について、下記のとおり実施したので、綾部市特定空家等除却費補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

建築物の所在地	綾部市
建物の所有者	住所 氏名
補助金交付決定 通知番号	
除却工事完了年月日	年 月 日
除却工事に要した 費用	円
補助金交付決定額	円
施 工 者	会 社 名 所 在 地 電 話 番 号
除 却 工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

添付書類

- (1) 工事状況写真
- (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 1 項の規定による届出の写し（補助対象工事が同法第 9 条第 1 項の対象建設工事に該当するものに限る。）
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 第 1 項の産業廃棄物管理票の写し
- (4) 工事請負契約書、請求書及び領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

綾部市告示第 4 5 号

綾部市都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 綾部市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定に当たり、総合的な視点から検討を行うため、綾部市都市計画マスタープラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 1 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第 3 条 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(秘密の保持)

第 6 条 委員及び委員会に出席した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、都市計画担当課において行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年3月25日から施行する。

綾部市告示第 4 6 号

綾部市防災ラジオの貸与に関する要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市防災ラジオの貸与に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自然災害の発生の可能性の高い区域に居住し、防災情報等の取得が困難な市民等に対し防災情報等を迅速に伝達するため、防災ラジオを予算の範囲内において貸与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災情報等 地震、台風、大雨その他の災害における防災情報、武力攻撃事態等の緊急時における避難その他の災害緊急情報及び市長が必要と認める市が発信する情報をいう。
- (2) 防災ラジオ 株式会社エフエムあやべが運営するエフエム放送(以下「FMいかる」という。)を受信することが可能であり、かつ、市及びFMいかるから発信される緊急割込放送による自動起動機能を備えたラジオ、その付属品及び屋内用外部アンテナをいう。
- (3) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域をいう。
- (4) 土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域をいう。
- (5) 洪水浸水想定区域 水防法(昭和24年法律第193号)第14条に規定する洪水浸水想定区域をいう。
- (6) 避難行動要支援者 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の10に規定する避難行動要支援者をいう。
- (7) 貸与 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年綾部市条例第43号)第7条の規定により、市が防災ラジオを無償で貸し付けることをいう。

(貸与する台数)

第 3 条 防災ラジオの貸与は、1 世帯につき 1 台を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(対象者)

第4条 防災ラジオの貸与の対象となる者は、市内に住所を有する者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 土砂災害特別警戒区域に居住する世帯

(2) 土砂災害警戒区域又は洪水浸水想定区域に居住する避難行動要支援者が属する世帯

(3) その他市長が特に必要と認める者

(申請)

第5条 防災ラジオの貸与を受けようとする者は、綾部市防災ラジオ貸与申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたとときは、綾部市防災ラジオ貸与決定通知書(様式第2号)により当該申請したものに通知するものとする。

(返還の届出)

第7条 防災ラジオの貸与を受けた者(以下「使用者」という。)は、市外への移転、転出その他の理由により、防災ラジオを必要としなくなったときは、速やかに綾部市防災ラジオ返還届(様式第3号)を市長に提出し、防災ラジオを返還しなければならない。

(使用場所等の変更)

第8条 使用者は、市内における移転又は転居により防災ラジオの使用場所又は第5条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、速やかに綾部市防災ラジオ申請事項変更届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(使用者の管理等)

第9条 使用者は、防災ラジオを善良な管理者の注意をもって取り扱い、防災ラジオを使用できない等の異常を発見したときは、速やかにその状況を市長に報告しなければならない。

2 使用者は、防災ラジオの全部又は一部を故意又は過失により亡失し、又は毀損したときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 使用者は、防災ラジオを譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

(維持管理の費用)

第10条 防災ラジオに係る電気料金及び電池の交換に要する費用その他防災ラジオの維持管理に要する費用は、使用者の負担とする。

(台帳の管理)

第11条 市長は、防災ラジオを貸与した者について、綾部市防災ラジオ管理台帳(様式第5号)を整備し、適正に管理に努めるものとする。

(損害の賠償)

第12条 市長は、防災ラジオを故意又は過失によって亡失し、又は毀損させた使用者に対し、その損害の賠償を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、防災ラジオの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

綾部市防災ラジオ貸与申請書

年 月 日

綾 部 市 長 様

申 請 者

住所

氏名

（電話番号 — — ）

防災情報等の取得が困難であるため、防災ラジオの貸与を希望しますので、裏面に記載された事項に同意した上で、綾部市防災ラジオの貸与に関する要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

◆防災ラジオの貸与対象者（1世帯につき1台）

貸与対象者	確認	対象要件
	<input type="checkbox"/>	土砂災害特別警戒区域に居住する世帯
	<input type="checkbox"/>	土砂災害警戒区域又は洪水浸水想定区域に居住する避難行動要支援者が属する世帯
	<input type="checkbox"/>	その他市長が特に認める者

◆防災ラジオの返還等に関する責任者（※申請者と同じ場合は、記入は不要です。）

住 所		電話番号	
氏 名			

綾部市処理欄（※記入しないでください。）

管 理 番 号		受付日	年 月 日
地 区 名		貸与日	年 月 日
処 理 ・ 確 認 者			
備 考			

綾部市防災ラジオ貸与に関する同意事項

防災ラジオの貸与に当たり、次の事項に同意します。

- 1 防災ラジオを適正に管理をすること。
- 2 市が防災ラジオの貸与審査及び管理のため、申請内容又は変更内容に係る住民基本台帳及び避難行動要支援者名簿に関する情報を確認すること。
- 3 防災ラジオを他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供することはできません。
- 4 市外への移転、転出その他の理由により、防災ラジオを必要としなくなったときは、速やかに返却すること。
- 5 申請内容に変更が生じたときは、速やかに市へ報告すること。
- 6 防災ラジオについて、故障、損傷、紛失又は盗難が発生したときは、速やかに市に報告すること。
- 7 市は使用者が故意又は過失により防災ラジオを亡失し、又は毀損させた場合は、その損害の賠償を求めることができる。
- 8 防災ラジオの使用に係る電気料金及び電池の交換に要する費用その他防災ラジオの維持管理に要する費用は、使用者で負担すること。
- 9 市から防災ラジオの利用の中止又は返還を求められたときは、速やかに利用を中止し、又は返還すること。
- 10 市が実施する防災ラジオの自動起動を伴う試験放送、訓練放送等により、可能な範囲で防災ラジオの動作確認を行うこと。
- 11 前各項に掲げるもののほか、綾部市防災ラジオの貸与に関する要綱の規定を遵守すること。

なお、防災ラジオを貸与したときは、上記の事項が契約条項となります。

様式第 2 号（第 6 条関係）

綾部市防災ラジオ貸与決定通知書

年 月 日

様

綾部市長 山 崎 善 也

年 月 日付けで申請のあった防災ラジオの貸与について、次のとおり貸与することを決定しましたので、綾部市防災ラジオの貸与に関する要綱第 6 条の規定により通知します。

貸与決定日	年 月 日	
貸与する物品	防災ラジオ及びその付属品 ・ 屋内用外部アンテナ	
申請者	住所	
	氏名	
管理番号		
地区名		
備考		
契約条項	綾部市防災ラジオ貸与申請書の裏面に記載された条項による	

様式第 3 号（第 7 条関係）

綾部市防災ラジオ返還届

年 月 日

綾 部 市 長 様

申 請 者

住所

氏名

（電話番号 — — ）

防災ラジオを返還するので、綾部市防災ラジオの貸与に関する要綱第 7 条の規定により、次のとおり届け出ます。

返還の理由	
返還する物品	防災ラジオ及びその付属品 ・ 屋内用外部アンテナ

綾部市処理欄（※記入しないでください。）

管 理 番 号		受付日	年 月 日
地 区 名		返還日	年 月 日
処 理 ・ 確 認 者			
備 考			

様式第 4 号（第 8 条関係）

綾部市防災ラジオ申請事項変更届

年 月 日

綾 部 市 長 様

申 請 者

住所

氏名

（電話番号 — — ）

防災ラジオの申請内容を変更したいので、綾部市防災ラジオの貸与に関する要綱第 8 条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

綾部市処理欄（※記入しないでください。）

管 理 番 号		受付日	年 月 日
地 区 名		変更貸与日	年 月 日
処 理 ・ 確 認 者			
備 考			

綾部市告示第 4 7 号

綾部市産後ケア事業実施要綱（平成 3 0 年綾部市告示第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 3 条第 1 項中「産後 6 か月未満の」を「出産後 1 年を経過しない」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「宿泊型」を「短期入所型」に改め、同項第 2 号中「デイサービス型」を「通所型」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 居宅訪問型 助産師等の訪問型のサービスにより、母及びその子の心身のケア、育児支援等を実施するもの

第 4 条第 2 項第 5 号中「食事の提供」の次に「（短期入所型・通所型）」を加える。

第 5 条の見出しを「（利用期間等）」に改め、同条第 1 項中「利用期間」の次に「又は利用回数」を、「定める期間」の次に「又は回数」を加え、同項第 1 号中「宿泊型」を「短期入所型」に改め、同項第 2 号中「デイサービス型」を「通所型」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 居宅訪問型 利用開始時刻からおおむね 4 時間程度を 1 回とし、1 回の出産につき 6 回以内

第 5 条第 2 項中「規定する期間」の次に「又は回数」を加え、「延長する」を「延長又は回数を増やす」に改める。

第 8 条第 1 項第 1 号中「宿泊型」を「短期入所型」に改め、同項第 2 号中「デイサービス型」を「通所型」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 居宅訪問型 1 回当たり 1, 0 0 0 円

様式第 1 号中

「

希望する事業	<input type="checkbox"/> 宿泊型	<input type="checkbox"/> デイサービス型	
--------	------------------------------	----------------------------------	--

を

」

「

希望する事業	<input type="checkbox"/> 短期入所型	<input type="checkbox"/> 通所型	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型	
--------	--------------------------------	------------------------------	--------------------------------	--

に

」

改める。

様式第 2 号中

「

	<input type="checkbox"/> 無料
--	-----------------------------

告 示

利用者負担額	<input type="checkbox"/> 宿泊型 1日当たり9,000円 <input type="checkbox"/> デイサービス型 1日当たり4,500円 ※ 負担費用は、利用終了時に医療機関に直接お支払い願います。
--------	--

を

利用者負担額	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 短期入所型 1日当たり9,000円 <input type="checkbox"/> 通所型 1日当たり4,500円 <input type="checkbox"/> 居宅訪問型 1回当たり1,000円 ※ 負担費用は、利用終了時に医療機関に直接お支払い願います。
--------	---

に

改める。

様式第3号中

利 用 事 業	<input type="checkbox"/> 宿泊型 <input type="checkbox"/> デイサービス型
---------	---

を

利 用 事 業	<input type="checkbox"/> 短期入所型 <input type="checkbox"/> 通所型 <input type="checkbox"/> 居宅訪問型
---------	--

に

改める。

様式第4号中

利 用 事 業	<input type="checkbox"/> 宿泊型 <input type="checkbox"/> デイサービス型
---------	---

を

利 用 事 業	<input type="checkbox"/> 短期入所型 <input type="checkbox"/> 通所型 <input type="checkbox"/> 居宅訪問型
---------	--

に

改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

綾部市告示第 4 8 号

綾部市妊婦健康診査実施要綱（平成 9 年綾部市告示第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 1 条中「指定医療機関等」を「医療機関、助産所等」に改める。

第 2 条中「対象者」を「妊婦健康診査の対象となる者」に改める。

第 4 条第 6 号中「子宮頸がん」を「子宮頸^{けい}がん」に改める。

第 5 条第 1 項中「妊婦健康診査は」を「市長は」に、「京都府が定める受診券」を「別に定める妊婦健康診査受診券（以下「受診券」という。）」に、「ことにより実施するものとし、受診券の交付数は、当該各号に定めるところによる」を「ものとする」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 受診券の交付数は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める交付数とする。

(1) 基本健康診査 1 4 枚（多胎妊娠の場合は、2 0 枚）

(2) 血液検査 4 枚

(3) 免疫検査 1 枚

(4) B 群溶血性レンサ球菌検査 1 枚

(5) H I V 抗体価検査 1 枚

(6) 子宮頸^{けい}がん検診（細胞診） 1 枚

(7) 超音波検査 4 枚（多胎妊娠の場合は、7 枚）

(8) H T L V - 1 抗体検査 1 枚

(9) 性器クラミジア検査 1 枚

第 5 条第 3 項中「き損」を「毀損」に、「再交付の申出」を「別に定める妊産婦健康診査受診券再交付申請書の提出」に改め、「妊婦健康診査受診券再交付申請書（様式第 2 号）の提出を求め、」を削り、「の上、交付するものとする」を「して再交付することができる」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 市長は、妊婦が綾部市に転入してきた事を確認したときは、別に定める妊産婦健康診査受診券再交付申請書を提出させ、適当と認めた場合は、受診券を交付するものとする。ただし、当該申請者が既に受診した健康診査がある場合は、該当する受診券を除いて交付するものとする。

第 6 条中「受診券を」を「当該受診券を」に改める。

第 7 条第 1 項中「請求書」を「別に定める妊産婦健康診査費請求書」に改め、「各月分」の次に「の妊婦健康診査費用（以下「費用」という。）」を加え、同条第 2 項中「請求書」を「妊産婦健康診査費請求書」に改め、「当該指定医療機関等に」の次に「費用を」を加える。

第 8 条を次のように改める。

(事後指導)

第 8 条 市長は、妊婦健康診査の結果に基づき、妊婦の健康管理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、特に支援が必要な妊婦については、医療機関、児童相談所、保健所等の関係機関と連携し、支援を図るものとする。

様式第 1 号及び様式第 2 号を削る。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 4 9 号

綾部市妊婦健康診査費助成金交付要綱（平成 2 1 年綾部市告示第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

題名中「妊婦」を「妊産婦」に改める。

第 1 条中「妊婦健康診査」を「妊産婦健康診査」に改め、「指定医療機関等」の次に「（市長が指定した医療機関及び助産所をいう。以下同じ。）」を加え、「受診した妊婦」を「受診した妊産婦」に改める。

第 2 条第 1 項中「妊婦で」を「妊産婦で」に、「実施要綱」を「妊婦健康診査実施要綱」に改め、「第 3 条」の次に「又は綾部市産婦健康診査実施要綱（令和 3 年綾部市告示第 4 0 号。以下「産婦健康診査実施要綱」という。）第 3 条」を加え、同条第 2 項中「実施要綱」を「妊婦健康診査実施要綱」に改め、「第 3 条」の次に「又は産婦健康診査実施要綱第 3 条」を加える。

第 3 条中「実施要綱」を「妊婦健康診査実施要綱」に改め、「第 4 条」の次に「又は産婦健康診査実施要綱第 4 条」を加える。

第 4 条中「実施要綱」を「妊婦健康診査実施要綱」に改め、「第 3 項」の次に「又は産婦健康診査実施要綱第 7 条第 3 項」を加える。

第 5 条第 1 項及び第 6 条中「妊婦」を「妊産婦」に改める。

様式第 1 号中「綾部市妊婦」を「綾部市妊産婦」に、「（妊婦氏名、領収金額、受診日、妊婦健康診査項目及び医療機関名又は助産所名の記載があるものに限る。）」を「及び明細書」に、「妊婦健康診査受診券又は健康診査実施内訳書」を「妊産婦健康診査受診券」に、「発行する妊婦」を「発行する妊産婦」に改める。

様式第 2 号及び様式第 3 号中「妊婦」を「妊産婦」に改める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 5 0 号

綾部市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業の人員、設備及び運営並びに指定第 1 号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱（平成 2 8 年綾部市告示第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 4 1 条の 8 第 3 号中「又は」を「、」に改め、「マネジメント計画」の次に「又は居宅介護サービス計画」を加え、同条第 9 号中「又は」を「、」に改め、「第 1 号介護予防支援事業者」の次に「又は居宅介護サービス計画を作成した居宅介護支援事業者」を加え、同条第 1 0 号中「又は」を「、」に改め、「第 1 号介護予防支援事業者」の次に「又は居宅介護サービス計画を作成した居宅介護支援事業者」を加える。

第 4 3 条第 1 項第 3 号中「事業者が指定通所介護事業者」の次に「等」を、「第 9 3 条第 1 項」の次に「又は指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 8 年厚生省令第 3 4 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第 2 0 条第 1 項」を、「事業と指定通所介護」の次に「等」を、「第 9 2 条」の次に「又は指定地域密着型サービス基準第 1 9 条」を、「又は指定通所介護」の次に「等」を加え、同条第 8 項中「介護事業者」の次に「等」を、「事業と指定通所介護」の次に「等」を、「第 7 項」の次に「又は指定地域密着型サービス基準第 2 0 条第 1 項から第 8 項」を加える。

第 4 5 条第 4 項中「介護事業者」の次に「等」を、「事業と指定通所介護」の次に「等」を、「第 3 項」の次に「又は指定地域密着型サービス基準第 2 2 条第 1 項から第 3 項」を加える。

第 5 7 条の 9 第 3 号中「又は」を「、」に改め、「マネジメント計画」の次に「又は居宅介護サービス計画」を加え、同条第 9 号中「又は」を「、」に改め、「第 1 号介護予防支援事業者」の次に「又は居宅介護サービス計画を作成した居宅介護支援事業者」を加え、同条第 1 0 号中「又は」を「、」に改め、「第 1 号介護予防支援事業者」の次に「又は居宅介護サービス計画を作成した居宅介護支援事業者」を加える。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 5 1 号

綾部市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 2 8 年綾部市告示第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 8 条第 2 項中「合計は、」の次に「法第 4 3 条第 1 項に規定する」を、「及び」の次に「法第 5 5 条第 1 項に規定する」を加え、「（平成 1 2 年厚生省告示第 3 3 号）第 2 号イに定める要支援 1 又は同号ロに定める要支援 2 の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の 1 0 0 分の 9 0 に相当する額」を削り、同項ただし書及び同項各号を削り、同条に次の 2 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、政令に定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等については、法第 4 9 条の 2 又は第 5 9 条の 2 の規定を適用する。
- 4 サービス事業対象者が総合事業を利用する場合の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成 1 2 年厚生省告示第 3 3 号）第 2 号イに規定する単位数により算出した額とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、同号ロに規定する単位数により算出した額とすることができる。別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 5 条関係）

構成事業名		対 象 者
介護予防・ 生活支援サ ービス事業	訪問型サービス（第 1 号訪問事業）	（1）指定介護予防支援若しくは特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援（以下「介護予防支援」という。）又は介護予防ケアマネジメント事業の対象者である要支援者及びサービス事業対象者 （2）要介護認定によるサービスを受ける以前に前号のいずれかに該当し、第 1 号事業のサービスを受けていたもののうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的に第 1 号事業のサービスを受けるもの
	通所型サービス（第 1 号通所事業）	
	その他生活支援サービス（第 1 号生活支援事業）	
	介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）	（1）要支援者（介護予防支援を受けている者を除く。）及びサービス事業対象者 （2）要介護認定者の内、第 1 号事業のサービスのみを利用する者

告 示

一般介護予防事業

第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

綾部市告示第52号

綾部市ものづくり企業特別応援補助金交付要綱（令和2年綾部市告示第161号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月25日

綾部市長 山 崎 善 也

第4条第2号中「令和2年4月1日」を「令和3年1月1日」に改める。

第5条第2項中「大企業にあつては500万円」を「大企業にあつては300万円」に、「中小企業者にあつては300万円」を「中小企業者にあつては200万円」に改める。

第6条中「令和3年1月15日」を「令和4年1月7日」に改める。

附則第2項中「令和3年」を「令和4年」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和3年3月25日から施行する。

綾部市告示第 5 3 号

綾部市中小企業生産設備リース導入支援助成金交付要綱（平成 2 5 年綾部市告示第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 1 項中「綾部市工場設置奨励条例（昭和 6 1 年綾部市条例第 2 号）第 2 条第 3 号に規定する工場」を「工場（工業製品を製造、加工（日本標準産業分類（平成 2 5 年総務省告示第 4 0 5 号）に掲げる製造、加工業をいう。）するために直接供する家屋及び市長が特に認める事業を行うための家屋をいう。）」に改める。

第 3 条第 3 項第 1 号中「平成 3 3 年」を「令和 3 年」に改める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 5 4 号

農林漁業振興補助金交付要綱（昭和 5 7 年綾部市告示第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表第 1 中

「

クマはぎ被害防止対策事業	補助対象経費の 8 5 % 以内
--------------	------------------

を

」

「

クマはぎ被害防止対策事業	補助対象経費の 8 5 % 以内
クマ対策果樹等伐採事業	補助対象経費の 5 0 % 以内
丹波まつたけ振興事業	補助対象経費の 5 0 % 以内

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

綾部市告示第55号

綾部市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱（平成21年綾部市告示第42号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月25日

綾部市長 山崎善也

第5条第1項中「超えるときは、100万円」の次に「（多雪区域（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第2項ただし書に規定する多雪区域をいう。以下同じ。）で実施される耐震改修にあつては、当該額が120万円を超えるときは120万円）」を加え、同項第2号中「100万円」の次に「（多雪区域で実施される耐震改修にあつては、120万円）」を加える。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

綾部市告示第 5 6 号

綾部市合併処理浄化槽補助金交付要綱（平成 8 年綾部市告示第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 5 条中「綾部市合併処理浄化槽（設置費・維持管理費）補助金交付申請書（様式第 1 号）」を「次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める書類」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 設置費補助金 綾部市合併処理浄化槽設置費補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 維持管理費補助金 綾部市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付申請書（様式第 2 号）

第 6 条第 2 項中「綾部市合併処理浄化槽（設置費・維持管理費）補助金交付決定通知書（様式第 2 号）」を「次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める通知書」に、「様式第 3 号」を「様式第 5 号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 設置費補助金 綾部市合併処理浄化槽設置費補助金交付決定通知書（様式第 3 号）
- (2) 維持管理費補助金 綾部市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付決定通知書（様式第 4 号）

第 7 条第 1 項中「様式第 4 号」を「様式第 6 号」に改める。

第 8 条中「様式第 5 号」を「様式第 7 号」に改める。

第 9 条中「様式第 6 号」を「様式第 8 号」に改める。

様式第 6 号中「 綾 第 号」を「綾部市指令 第 号」に、

「

口 座 名 義	
---------	--

を

」

「

口 座 名 義	
---------	--

※申請者ご本人以外の口座への振り込みを希望される場合は、委任欄に記入してください。

に、

委 任 欄	<p>上記、補助金の領収を _____ に委任します。</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p>
-------------	---

」

改め、同様式を様式第 8 号とし、様式第 5 号を様式第 7 号とし、様式第 4 号を様式第 6 号とし、様式第 3 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 4 号（第 6 条関係）

綾部市指令 第 号
年 月 日

様

綾部市長 印

綾部市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市合併処理浄化槽補助金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額 円

様式第 5 号（第 6 条関係）

年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市合併処理浄化槽（設置費・維持管理費）補助金不交付通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市合併処理浄化槽補助金につきましては、下記の理由により不交付とします。

記

理 由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 3 号を削る。

様式第 2 号中「合併処理浄化槽（設置費・維持管理費）」を「合併処理浄化槽設置費」に、「様式第 5 号」を「様式第 7 号」に改め、「。また、維持管理費については、翌年度の 4 月 1 5 日までに提出してください」を削り、同様式を様式第 3 号とする。

様式第 1 号中

「

住所

申請者 氏名

を

④

」

「

住 所

申請者 氏 名

電話番号

に、

④

」

「合併処理浄化槽（設置費・維持管理費）」を「合併処理浄化槽設置費」に、

「

3 住宅の所有者 (1) 本人 (2) 共有 (人) (3) その他 () を

」

「

3 住宅の所有者 ※該当する項目に○をつけてください。

(1) 本人 (2) 共有 (人) (3) その他 ()

に、

」

「

(5) 法定検査結果書

(6) 浄化槽保守点検記録表及び清掃記録表の写し

(7) 維持管理業者へ支払いをした領収書の写し

(8) その他

(注) 設置費の申請については、添付書類は (1) (2) (3) (4) のみ提出してください。維持管理費の申請については、1・2・3 のみ記入、添付書類は (5) (6) (7) のみ提出してください。(ただし、(7) を申請時に添付できない場合は、翌年度の 4 月 1 5 日までに提出してください。)

を

」

「

(5) その他

に

」

改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住 所
申請者 氏 名 ④
電話番号

綾部市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付申請書

年度において、合併処理浄化槽維持管理費補助金の交付を受けたいので、綾部市合併処理浄化槽補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 設 置 場 所 綾部市
- 2 交 付 申 請 額 円
- 3 住 宅 の 所 有 者 ※該当する項目に○を付けてください。
(1) 本人 (2) 共有 (人) (3) その他 ()
- 4 維 持 管 理 業 者
- 5 添 付 書 類
(1) 法定検査結果書（浄化槽法第 7 条又は第 1 1 条検査）の写し
(2) 浄化槽保守点検記録表の写し
(3) 清掃記録表の写し
(4) 維持管理業者へ支払いをした領収書の写し

※ 添付できない書類がある場合は、下記の同意欄にもご記入ください。

同 意 欄	<p>次の書類が添付できませんので、関係機関へ問い合わせの上、確認されることに同意します（添付できない書類に○をつけてください。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定検査結果書（浄化槽法第 7 条又は第 1 1 条検査）の写し ・ 浄化槽保守点検記録表の写し ・ 清掃記録表の写し ・ 維持管理業者へ支払いをした領収書 <p style="text-align: right;">氏 名 ④</p>
-------------	--

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

綾部市告示第 5 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条及び第 1 0 条の規定に基づき、道路を次のように認定する。

なお、その関係図面は下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 3 年 3 月 2 9 日から令和 3 年 4 月 1 2 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 認定する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
1 4 5 3	釜 輪 下 尾 線	戸奈瀬町野田 6 番 2 釜輪町下尾道ノ上 2 番 3	
1 4 5 4	井 倉 中 島 線	井倉新町中島 4 2 番 1 井倉新町中島 1 番 1	

綾部市告示第 5 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 3 年 3 月 2 9 日から令和 3 年 4 月 1 2 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 決定する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
1 4 5 3	釜 輪 下 尾 線	戸奈瀬町野田 6 番 2 釜輪町下尾道ノ上 2 番 3	最大 42.58 最小 7.41	298.82
1 4 5 4	井 倉 中 畠 線	井倉新町中畠 4 2 番 1 井倉新町中畠 1 番 1	最大 6.00 最小 6.00	84.65

綾部市告示第 5 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月 2 9 日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 3 年 3 月 2 9 日から令和 3 年 4 月 1 2 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 供用開始する路線の区間

整理番号	路 線 名	区 間	
1 4 5 3	釜 輪 下 尾 線	戸奈瀬町野田 6 番 2	釜輪町下尾道ノ上 2 番 3
1 4 5 4	井 倉 中 畠 線	井倉新町中畠 4 2 番 1	井倉新町中畠 1 番 1

綾部市告示第60号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、令和3年度固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により公示する。

令和3年3月31日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第 6 1 号

綾部市指名競争入札における業者の指名停止等措置要綱（平成 2 5 年綾部市告示第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 4 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

- 6 市長は、別表第 2 第 2 項に該当した有資格業者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条の 2 の規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、指名停止の期間を別表第 2 第 2 項の規定による指名停止の期間の 2 分の 1 まで短縮することができる。

別表第 2 中

「

1 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人（以下「有資格業者等」という。）が有資格業者の営業に関し、贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	当該認定をした日から	を
--	------------	---

」

「

1 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	当該認定をした日から	に、
--	------------	----

」

「

2 有資格業者の営業に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から	を
(1) 公正取引委員会の告発又は違反の認定があったとき。		
ア 市の発注における違反	2 4 か月	
イ 市内における違反（アに掲げる場合を除く。）	1 8 か月	
ウ 市外における違反	1 2 か月	
(2) 公正取引委員会の排除措置命令、審決、課徴金納付命令又は違反の認定があったとき。		

」

<p>2 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 公正取引委員会から告発されたとき。</p> <p>ア 市の発注における違反</p> <p>イ 市内における違反（アに掲げる場合を除く。）</p> <p>ウ 市外における違反</p> <p>(2) 公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は違反の認定を受けたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>24か月</p> <p>18か月</p> <p>12か月</p>	<p>に、</p>
<p>(4) 破産法（平成16年法律第75号）による破産の申立てをしたとき又は破産の宣告を受けたとき。</p> <p>(5) 商法（明治32年法律第48号）による会社整理の申立てをしたとき。</p>	<p>手続開始決定まで</p>	<p>を</p>
<p>(4) 破産法（平成16年法律第75号）による破産の申立てをしたとき又は破産の宣告を受けたとき。</p>		<p>に、</p>
<p>7 有資格業者等に極めて重大な反社会的行為があり、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定に基づき罰金刑を宣告されたとき。</p> <p>(2) 極めて重大な反社会的な行為があり、新聞等により報道されて、契約の相手方として不適当なとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3か月</p> <p>3か月</p>	<p>を</p>
<p>7 別表第1及び前各号に定める場合のほか、有資格業者の営業に関し、有資格業者等に反社会的な行為があり、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>8 別表第1及び前各号に定める場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当である</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3か月</p> <p>3か月</p>	<p>に</p>

と認められるとき。

改め、同表備考中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 「公共機関」とは、贈収賄が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社等）をいう。

別表第2備考第2項の次に次の1項を加える。

3 「有資格業者等」とは、有資格業者のほか、有資格業者である個人、有資格業者である法人の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人若しくは本店若しくは支店の事業の主任者（いかなる名称によるかを問わず、有資格業者に対し、これらと同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）又はその使用人をいう。

別表第2備考に次の1項を加える。

12 「代表役員等」とは、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき、専務取締役以上の肩書を付した役員を含む。）とする。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

綾部市告示第 6 2 号

市道路線の区域の変更に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 3 年 3 月 3 1 日から令和 3 年 4 月 1 4 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 変更する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	変 更	敷地の幅員 (メートル)
0 1 3 7	瀬 尾 谷 線	八津合町中大場 4 0 番 1 八津合町中大場 3 8 番 1	20.70	前	最大 5.40 最小 5.20
				後	最大 6.30 最小 5.20
0 1 8 7	大 野 線	栗町桧端 1 番 8 栗町桧端 1 番 8	60.40	前	最大 15.50 最小 8.30
				後	最大 49.00 最小 40.70
0 1 8 9	館 大 畠 線	館町菩薩谷 2 9 番 1 館町菩薩谷 3 0 番 1	33.00	前	最大 8.00 最小 7.50
				後	最大 56.40 最小 13.80
0 4 8 9	田 岸 線	位田町田岸 5 6 番 2 位田町田岸 5 6 番 2	42.00	前	最大 3.40 最小 3.00
				後	最大 11.10 最小 3.00
0 9 5 1	高 津 旭 線	旭町高迫 1 9 番 3 旭町林ヶ谷 4 番 1	123.00	前	最大 16.00 最小 7.60
				後	最大 65.10 最小 9.90

告 示

0 9 5 8	上原中央 1 号線	上原町大道脇 2 番 2 上原町大道脇 1 番 2	45.00	前	最大 5.38 最小 3.00
				後	最大 12.50 最小 3.00

綾部市告示第 6 3 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月 3 1 日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 3 年 3 月 3 1 日から令和 3 年 4 月 1 4 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 供用開始する路線の区間

整理番号	路 線 名	区 間	
0 1 3 7	瀬 尾 谷 線	八津合町中大場 4 0 番 1	八津合町中大場 3 8 番 1
0 1 8 7	大 野 線	栗町桧端 1 番 8	栗町桧端 1 番 8
0 1 8 9	館 大 畠 線	館町菩薩谷 2 9 番 1	館町菩薩谷 3 0 番 1
0 4 8 9	田 岸 線	位田町田岸 5 6 番 2	位田町田岸 5 6 番 2
0 9 5 1	高 津 旭 線	旭町高迫 1 9 番 3	旭町林ヶ谷 4 番 1
0 9 5 8	上原中央 1 号線	上原町大道脇 2 番 2	上原町大道脇 1 番 2

綾部市告示第64号

綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する要綱（平成19年綾部市告示第128号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

綾部市長 山崎善也

様式6-1から様式6-4までの規定中「㊦」を削る。

様式第1号中「㊦」を削り、「介護相談員」を「介護サービス相談員」に、

- 「 18 衛生管理・感染症対策マニュアル 」を
「 18 衛生管理・感染症対策マニュアル
19 ハラスメント対策マニュアル
20 業務継続計画 に
21 虐待防止のための指針、対策マニュアル
22 研修計画 」

改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

綾部市告示第 6 5 号

綾部市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱（平成 2 8 年綾部市告示第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号から様式第 5 号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第66号

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成9年綾部市条例第7号）第9条第1項の規定に基づき、令和3年度綾部市一般廃棄物処理計画を次のように定める。

令和3年3月31日

綾部市長 山崎善也

1 一般廃棄物処理計画の基本計画

廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

2 計画処理区域

綾部市全域を計画処理区域とする。

3 一般廃棄物の排出の状況

区 分	内 訳	数 量
ごみ関係	可燃ごみ	7,400 t
	不燃ごみ	1,200 t
	資源物(びん)	280 t
	〃(缶類)	70 t
	〃(ペットボトル)	90 t
	〃(白色トレイ)	2 t
	〃(衣類)	180 t
	粗大ごみ	700 t
	家電4品目	30 件
	有害ごみ(乾電池・蛍光管)	20 t
	泥	30 t
	計	9,972 t
し尿関係	し尿	6,800 kl
	し尿浄化槽汚泥	14,100 kl
	計	20,900 kl

4 一般廃棄物の処理主体

区 分	内 訳	収 集 運 搬	中 間 処 理	最 終 処 分
ごみ関係	可燃ごみ	綾部市(委託)	綾部市(直営・委託)	
	不燃ごみ	綾部市(委託)		綾部市(直営・委託)
	資源物(びん)	綾部市(委託)		綾部市(売却・委託)
	〃(缶類)	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(売却)
	〃(ペットボトル)	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(委託)
	〃(白色トレイ)	綾部市(委託)		綾部市(委託)
	〃(衣類)	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(委託)
	粗大ごみ	綾部市(直営)		綾部市(直営・委託)
	家電4品目	綾部市(直営)		製造業者
	有害ごみ(乾電池・蛍光管)	綾部市(委託)		綾部市(委託)
	泥	綾部市(直営)		綾部市(直営)
	有害鳥獣	福知山市(直営)	福知山市(直営)	綾部市(直営・委託)
	野生動物	綾部市(委託)	猪名川町(委託)	綾部市(直営・委託)
	事業系一般廃棄物	事業者	綾部市(直営・委託)	
し尿関係	し尿	綾部市(委託)	綾部市(委託)	綾部市(直営・委託)
	浄化槽汚泥	許可業者	綾部市(委託)	綾部市(直営・委託)

ごみ及びし尿の収集委託業者は、株式会社エフ・イーサービス及び早田グループ株式会社との2業者とする。

5 処理計画

【ごみ関係】

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

- (ア) 分別収集の徹底
- (イ) 地域集団回収の促進

イ 再資源化の数量及び方法

区 分	数 量	方 法
び ん	280 t	売却・処理委託
缶 類	70 t	売却
ペットボトル	90 t	売却・処理委託
白色トレイ	2 t	処理委託
衣 類	180 t	処理委託
集団回収	1,200 t	各地域で実施
計	1,822 t	

(2) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

区 分	数 量
可燃ごみ	5,400 t
不燃ごみ	600 t
資源物(び ん)	280 t
〃 (缶 類)	70 t
〃 (ペットボトル)	90 t
〃 (白色トレイ)	2 t
〃 (衣 類)	120 t
粗大ごみ	70 t
家電4品目	30 件
有害ごみ(乾電池・蛍光管)	20 t
泥	30 t
計	6,682 t

イ 収集区域の範囲及び収集回数

可燃ごみ	別表1	不燃ごみ	別表2
衣 類	別表3	資源物	別表4
有害ごみ	別表4	粗大ごみ	別表5
家電4品目	別表5	泥	別表6

ウ 収集の方法

可燃ごみ	ステーション方式	不燃ごみ	ステーション方式
衣 類	ステーション方式	資源物	ステーション方式
有害ごみ	ステーション方式	粗大ごみ	戸別収集方式
家電4品目	戸別収集方式	泥	戸別収集方式

(3) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

施設名	綾部市クリーンセンター	
所在地	綾部市野田町須知山110番地の10	
型式	固形燃料製造施設	可燃ごみ固形燃料化方式
公称能力	固形燃料製造施設	50t/16h

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

搬 入 者	数 量
株式会社 エフ・イーサービス	2, 7 0 0 t
早田グループ 株式会社	2, 7 0 0 t
直接搬入	2, 0 0 0 t
計	7, 4 0 0 t

ウ 製造するごみ固形燃料の量 4, 0 0 0 t

エ 搬出するごみ、固形燃料の搬出先等

搬出するごみ、固形燃料	搬 出 量	搬 出 先
ごみ固形燃料	4, 0 0 0 t	兵庫県姫路市
木 類	2 0 0 t	三重県伊賀市
布 団 類	1 0 0 t	三重県伊賀市
有害鳥獣	5 0 t	京都府福知山市
野生動物	4 t	兵庫県猪名川町
刈 草・街路樹	3 0 0 t	三重県伊賀市

(4) 最終処分計画

ア 最終処分場の概要

①処分場名 綾部市最終処分場
 所在地 綾部市野田町須知山110番地の10
 全体容量 78, 000m³
 残余容量 340m³

②処分場名 綾部市第2最終処分場
 所在地 綾部市野田町須知山33番1
 全体容量 46, 000m³
 残余容量 38, 000m³

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量及び年間埋立量

区 分	数 量	
株式会社 エフ・イーサービス	3 0 0 t	
早田グループ 株式会社	3 0 0 t	
直 営	覆 土	2, 0 0 0 t
	中間処理残渣	5 0 0 t
	汚泥残渣	7 0 t
	粗大ごみ	7 0 t
	泥	3 0 t
直 接 搬 入	6 0 0 t	
福知山市 (中間処理残渣)	5 t	
年 間 埋 立 容 量	3, 5 0 0 m ³	

ウ 埋立計画

埋立方法 セル方式

【し尿関係】

(1) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

区 分	数 量
し 尿	6, 8 0 0 kl
浄 化 槽 汚 泥	1 4, 1 0 0 kl
計	2 0, 9 0 0 kl

イ 収集区域の範囲及び収集回数

し 尿 く み 取 り 別表 7～8
 浄 化 槽 汚 泥 綾部市全域随時

ウ 収集の方法

戸別収集方式

(2) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

施 設 名 綾部市衛生公苑
 所 在 地 綾部市里町久田 2 1 番地の 1 7
 型 式 好気性消化処理方式
 公 称 能 力 6 0 kl/日

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

搬 入 者	数 量
株式会社エフ・イーサービス	1 1, 9 0 0 kl
早田グループ株式会社	9, 0 0 0 kl
計	2 0, 9 0 0 kl

ウ 残渣の量及び処分方法

残 渣 の 量 5 0 m³
 処 分 方 法 埋立処分

【生活排水処理】

浄化槽で処理する区域及び人口

市内一円 6, 7 9 6 人

集落排水で処理する区域及び人口

西八田 東八田 物部東部 志賀郷 豊里東部 口上林 高槻 山家 吉美 物部 高谷
 地区

4, 3 8 5 人

コミュニティ・プラントで処理をする区域及び人口

栗橋地区 9 4 人

下水道で処理する区域及び人口

中筋・綾部・吉美地区の一部 1 6, 4 3 3 人

【その他】

住民に対する広報・啓発活動

※ 年間の収集日程表及びごみ分別表（別紙 9）を各戸配布

6 処理計画適用開始期日

令和 3 年 4 月 1 日

別表1

1 可燃ごみ

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

曜日	収集地	地域
月・木	山家地区 口上林地区 中上林地区 奥上林地区 寺町東 寺町西 上野町 上野団地 綾部合同宿舎 田野町 野田町 並松町 紫水ヶ丘	
火・金	東本町 西本町 上町 本町4・5・6・7・8丁目 広小路 新広小路 宮代町 明知町 田町 新町 新宮町 幸通 駅前 月見町 天神町 南西町 北西町 中ノ町 川糸町 綾中町 若松町 西町団地 西新町 青野町 弥生団地 井倉新町団地 東・中・西神宮寺 相生町 グランブルー 味方町 市役所	

【収集委託業者 (株)エフ・イーサービス】

曜日	収集地	地域
月・木	物部地区 志賀郷地区 豊里地区 吉美地区 井倉町 プレシアス 七百石(大谷)	
火・金	東八田地区 西八田地区 中筋地区	

【収集委託業者 早田グループ(株)】

年末特別収集日

月・木コース 12月30日(木)
火・金コース 12月29日(水)

別表2

2 不燃ごみ (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集 地 域
7	12	9	7	4	1	9月29日	10月27日	1	5	2	9	Aエリア 奥上林地区 山家地区 寺町東 寺町西 田野町 上野町 上野町 上野町 綾部合同宿舎 田町 新宮町 新町 東・中・西神宮寺 月見町 西町団地 紫水ヶ丘 並松町 野田町 味方町
21	26	23	21	18	15	13	17	15	19	16	23	Bエリア 中上林地区 口上林地区 川糸町 東本町 西本町 上町 本町4・5・6・7・8丁目 明知町 北西町 南西町 若松町 中ノ町 西新町 天神町 幸通 広小路 新広小路 相生町 宮代町 駅前 青野町 弥生団地 井倉新町団地 綾中町 グランブルー 市役所

【収集委託業者 (株)エフ・イーサービス】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集 地 域
7	12	9	7	4	1	9月29日	10月27日	1	5	2	9	Aエリア 吉美地区 豊里地区 物部地区 志賀郷地区 井倉町 プレシアス 七百石(大谷)
21	26	23	21	18	15	13	17	15	19	16	23	Bエリア 東八田地区 西八田地区 中筋地区

【収集委託業者 早田グループ(株)】

別表3

3 衣類収集 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地
												Aエリア 奥上林地区 山家地区 寺町東 寺町西 田野町 上野町 上野町 上野町 綾部合同宿舎 田町 新宮町 新町 東・中・西 神宮寺 月見町 西町 団地 紫水ヶ丘 並松町 野田町 味方町
14	19	16	14	11	8	6	10	8	12	9	16	
												Bエリア 中上林地区 口上林地区 川糸町 東本町 西本町 上町 本町4・5・6・7・8丁目 明知町 北西町 南西町 若松町 中ノ町 西新町 天神町 幸通 広小路 新広小路 相生町 宮代町 駅前 青野町 弥生団地 井倉新町 団地 綾中町 グランブルー
28	6月2日	30	28	25	22	20	24	22	26	3月2日	30	

【収集委託業者 (株)エフ・イーサービス】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地
												Aエリア 吉美地区 豊里地区 物部地区 志賀郷地区 井倉町 プレシアス 七百石(大谷)
14	19	16	14	11	8	6	10	8	12	9	16	
												Bエリア 東八田地区 西八田地区 中筋地区
28	6月2日	30	28	25	22	20	24	22	26	3月2日	30	

【収集委託業者 早田グループ(株)】

別表4

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地域及び業者名	
												【収集委託業者(株)エフ・イー・サービス】	【収集委託業者 早田グループ(株)】
1	4月30日	3	1	3	8月31日	9月29日	10月27日	11月30日	12月28日	1	4	上町 東本町 西本町 本町4・5・6・7・8丁目 明知町 宮代町	井倉町 プレシアス タ陽ヶ丘
2	7	4	2	4	1	9月30日	10月28日	1	5	2	8	相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町 西町団地	高津町 岡町
6	11	8	6	5	2	1	10月29日	2	6	3	9	青野町	大島町東 大島町中 大島町西 烏ヶ坪
7	12	9	7	6	3	5	2	3	7	4	10	綾中町 川糸町 野田町 並松町 グランブルー	延町 上延町 安場町
8	13	10	8	10	7	7	5	7	11	8	11	弥生団地 井倉新町団地 北西町 南西町 駅前 新町 田町 新宮町	上位田 中位田 下位田 旭ヶ丘 栗上 栗橋 栗揚
9	14	11	9	12	9	8	9	9	13	10	15	月見町 東・中・西神宮寺	栗町 豊里 小西 石原 小貝 湯殿 私市東 私市
13	18	15	13	13	10	12	11	10	14	15	17	上野町 田野町 綾部合同宿舎 上野団地	館 今田 高谷 上市 岸田 西坂 白道路
15	20	17	15	17	14	13	12	14	18	16	18	若松町 寺町東 寺町西 市役所	志賀郷地区全域 七百石(大谷)
16	21	18	16	18	15	14	16	15	19	17	22	奥上林地区全域 弓削 大町	岡倉 栗町(大谷・大野) 大畠 鍛冶屋 小畑 下市 須波伎 新庄
20	25	22	20	19	16	15	17	16	20	18	23	第一区 石橋 馬場 山田 竹原 瀬尾谷 片山 旭町 大町(大杉) 遊里 清水 睦志 辻 水梨 市野瀬 市志	有岡町 里町 多田町 高倉町 小呂町 星原町
21	26	23	21	20	17	19	18	17	21	22	24	浅原 小田 西屋 神谷 日置谷 殿 引地 真野 寺町 東山町 鷹栖町(奈留)	上八田 七百石(大日) 中筋 岡安 湊垣
22	27	24	27	24	21	21	19	21	25	25	25	西原町 鷹栖町(長瀬) 口上林地区全域	中山 安国寺 新町 中町 上町 鐘鐺場 高槻 大石 愛宕 七百石
23	28	25	29	26	24	22	25	23	27	3月1日	29	橋上町 広瀬町 釜輪町 戸奈瀬町 上原町 下原町 下替地町 和木町 鷹栖町	内谷 大野 延近 門 久保 施福寺 小嶋 黒谷 八代 下八田 あやべ台
27	6月1日	29	30	27	28	26	26	24	28	3月3日	31	紫水ヶ丘 味方町	鳥居野 野瀬 下村 中川原 大又 見内 桜が丘一丁目 桜が丘二丁目

別表5

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

5 粗大ごみ

4月2日	6月18日	上町、東本町、西本町、本町4・5・6・7・8丁目、明知町、宮代町、相生町、幸通、中ノ町、広小路 新広小路、西新町、天神町、西町団地、紫水ヶ丘、味方町
4月9日	6月25日	グランブルー、青野町、綾中町、川糸町、野田町、並松町、井倉町、プレシラス
9月17日	12月3日	
9月24日	12月10日	
4月16日	7月2日	弥生団地、井倉新町団地、北西町、南西町、駅前、新町、田町、新宮町、月見町、東・中・西神宮寺 上野町、田野町、綾部合同宿舎、上野団地、若松町、寺町東、寺町西
10月1日	12月17日	
4月23日	7月9日	中筋1地区(大島町東、大島町中、大島町西、高津町)
10月8日	12月24日	
4月30日	7月16日	中筋2地区(岡町、延町、鳥ヶ坪、上延町、安場町、夕陽ヶ丘)
10月15日	2月4日	
5月7日	7月30日	豊里地区全域
10月22日	2月18日	
5月14日	8月6日	物部地区全域 志賀郷地区全域
10月29日	2月25日	
5月21日	8月20日	吉美地区全域 西八田地区全域
11月5日	3月4日	
5月28日	8月27日	東八田地区全域
11月12日	3月11日	
6月4日	9月3日	山家地区全域 口上林地区全域
11月19日	3月18日	
6月11日	9月10日	中上林地区全域 奥上林地区全域
11月26日	3月25日	

6 泥（収集地域 綾部地区及び中筋地区）

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
綾部地区1	12	10	14	12	2	13	4	8	6	17	7	7
綾部地区2	26	24	28	26	23	27	25	29	20	24	21	14

綾部地区1 並松町 上町 東本町 西本町 寺町東 寺町西 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 野田町 南西町 北西町 川糸町
綾中町 若松町 西町団地 田町 新町 新宮町 青野町 弥生団地 井倉新町団地 グランブルー 味方町 紫水ヶ丘

綾部地区2 本町4・5・6・7・8丁目 広小路 新広小路 宮代町 明知町 幸通 駅前 月見町 天神町 中ノ町 西新町 東・中・西神宮寺
相生町 井倉町 プレシラス 中筋地区全域

綾部地区1は西町、田町を含む西町筋から東側の地域
綾部地区2は西町、田町を含まない西町筋から西側の地域

令和3年度 エフ・イサービスし尿収集日程表

別表7

(第一地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地域
2	7	2	2	3	2	5	2	2	5	2	2	野田町、並松町 上町、寺町東
6	11	8	6	4	7	6	4	7	6	3	3	広小路、新広小路、田町 西神宮寺、西本町、中神宮寺 相生町、本町七丁目 本町八丁目
7	12	9	7	5	8	7	9	8	7	4	8	新宮町、新町、北西町 天神町、若松町、川奈町 綾中町
8	13	10	8	6	9	12	10	9	12	8	9	本町四丁目、本町五、六丁目 南西町、駅前通、東神宮寺 中ノ町、幸通、西新町
13	14	15	9	11	10	13	11	10	13	9	10	宮代町、明知町、岡町、延町 上延町、夕陽ヶ丘、鳥ヶ坪
14	18	16	13	12	14	14	16	14	14	10	11	井倉町、弥生団地 大島町、高津町、安曇町
15	19	17	14	18	15	15	17	15	18	15	15	青野町
21	20	18	15	19	16	20	18	16	19	16	16	寺町西
22	21	23	21	20	17	21	19	17	20	17	17	月島町、東本町 味方町(1組及び18組~21組)
26	26	24	26	25	27	25	25	22	26	18	24	味方町(2組~17組)
27	27	28	27	26	28	26	26	23	27	24	28	上野町、田野町
28	28	29	28	30	29	27	29	24	28	25	29	紫水ヶ丘(1組~7組)
30	31	30	29	31	30	28	30	27	31	28	30	紫水ヶ丘(8組~13組)

4月	9日	16日	23日	6月	3日	4日	10日	16日	23日	7月	16日	30日	8月	13日	16日	24日	9月	3日	10日	17日	24日	10月	8日	15日	22日	11月	5日	12日	19日	12月	3日	10日	17日	1月	21日	3月	4日	18日	25日	31日
----	----	-----	-----	----	----	----	-----	-----	-----	----	-----	-----	----	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	----	-----	-----	----	-----	----	----	-----	-----	-----

(第二地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地域
1	6	1	1	2	1	1	1	1	4	1	1	奥上林地区全域
5	10	7	5	10	6	4	8	6	11	7	7	口上林地区全域 中上林地区(第一区、眞野、眞野 浅原、小田、引地、西原)
12	17	14	12	17	13	11	15	13	17	14	14	中上林地区 (第一区、眞野、浅原、 小田、引地、西原を除く)
19	24	21	19	23	21	18	22	20	24	21	22	山家地区(西原、旭町 和木、下替地、上原、下原)
20	25	22	20	24	22	19	24	21	25	22	23	山家地区(広瀬、高橋、 真山、橋上、釜輪、戸奈瀬)

◎ お願い事項

- くみ取券の取扱いは下記のことにご注意してください。
 - 事前に細かい単位の券を多くして、便槽の容量に見合う分を購入してください。
 - 当日くみ取口付近のよく見える場所に、自治体名・組・氏名を必ず記入の上、出してください。
 - 券が出ていない時は、くみ取りを行いませんので、ご注意ください。
 - くみ取りの作業は朝8時から開始しますので、くみ取券はそれまでに必ず準備をしておいてください。
 - 工事、イベント等において設置される仮設トイレの収集については、別途加算券が必要となります。ご準備をお願いします。
- 随時くみ取りの申込み方法について
 - 第一地域の方は、日程表に基づき1週間前までに綾部市衛生公苑(42-1500)へお申込みください。
 - 第二地域の方は、日程表に基づき1週間前までに最寄りのくみ取り券売りさばき所へお申込みください。
- くみ取りの登録内容に変更が生じた場合
綾部市衛生公苑(42-1500) 市民・国保課戸籍住民担当(42-3280内線263)へ変更届を提出してください。
- 窓口業務時間について
土、日、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までには、綾部市衛生公苑にお問い合わせください。
- その他
 - 日程以外のくみ取りは特別な場合以外はできませんので、ご注意ください。
 - 収集日当日は、作業通路及びくみ取り口付近に物を置かないでください。
 - バケツ1杯のきれいな水の準備をお願いします。
(ホース及びくみ取り口付近の汚れ落としに使用します。)
 - 天候等の理由により遅延する場合があります。ご了承ください。
 - 下水道、浄化槽、農業集落排水等への接続及び家屋の解体等により便槽の工事をされる場合は、最終くみ取り及び清掃を実施してください。

令和3年度 早田グループし尿収集日程表

別表8

(第一地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域
12	14	11	9	11	9	12	11	10	13	9	11	栗上、栗町
13	17	14	12	12	10	13	12	13	14	10	14	栗橋、栗橋 栗町大谷、栗町大野
14	18	15	13	13	14	14	15	14	17	14	15	上、中、下位田、旭ヶ丘
20	24	21	20	20	21	20	19	20	21	18	22	豊里
30	6/1	30	30	31	30	29	30	28	31	3/1	31	里町

(第二地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域
1	6	2	1	2	1	1	1	1	4	1	2	延近、門、久保、鳥居野 小嶋
2	7	3	2	3	2	5	2	2	5	2	3	中川原、下村、大又、見内 野瀬、下八田町
6	10	4	5	4	3	6	4	3	6	3	4	高橋、黒谷、八代、大石 旅福寺
7	11	8	6	5	6	7	5	7	7	4	8	中山、内谷、大野、栗岩
8	12	9	7	6	7	8	9	8	11	7	9	小西、鍛冶屋、小畑
9	13	10	8	10	8	11	10	9	12	8	10	内久井、金河内、坊口 西方、仁和
15	19	16	14	17	15	15	16	15	18	15	16	岡倉、鶴、今田、大島
16	20	17	15	18	16	18	17	16	19	16	17	岡安、湖垣、中筋、七百石
19	21	18	16	19	17	19	18	17	20	17	18	志賀郷、志賀、向田 別所、篠田
21	25	22	21	23	22	21	22	21	24	21	23	西坂、新庄
22	26	23	26	24	24	22	24	22	25	22	24	安国寺、新町、中町 上町、鐘餅場
23	27	24	27	25	27	26	25	23	26	24	25	有原町、多田町、小豆町、豊原町 黒倉、上八田
27	28	25	28	26	28	27	26	24	27	25	29	石原、小貝、湯殿、私市東、私市
28	31	29	29	27	29	28	29	27	28	28	30	上市、下市 須波伎、岸田、白蓮路

4月26日 5月26日 6月28日 7月28日 8月30日 9月30日 10月29日 11月29日 12月26日 3月28日

空き日

◎ お問い合わせ事項

- くみ取券の取扱いは下記のことにご注意してください。
 - 事前に細かい単位の券を多くして、便槽の容量に見合う分を購入してください。
 - 当日くみ取り付近のよく見える場所に、自治会名・組・氏名を必ず記入の上、出してください。券が出ていない時は、くみ取りを行いませんので、ご注意ください。
 - くみ取りの作業は朝8時から開始しますので、くみ取券はそれまでに必ず準備をしておいてください。
 - 工事、イベント等において設置される仮設トイレの収集については、別途加算券が必要となります。ご準備をお願いします。
- 随時くみ取りの申込み方法について
 - 第一地域の方は、日程表に基づき1週間前までに綾部市衛生公苑 (℡42-1500) へお申込みください。
 - 第二地域の方は、日程表に基づき1週間前までに最寄りのくみ取り券売りさばき所へお申込みください。
- くみ取りの登録内容に変更が生じた場合
綾部市衛生公苑 (℡42-1500) 市民・国保課戸籍住民担当 (42-3280内線263) へ変更届を提出してください。
- 窓口業務時間について
土、日、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までに、綾部市衛生公苑にお問い合わせください。
- その他
 - 日程以外のくみ取りは特別な場合以外はできませんので、ご注意ください。
 - 収集日当日は、作業通路及びくみ取り口付近に物を置かないでください。
 - バケツ1杯のきれいな水の準備をお願いします。
(ホース及びくみ取り口付近の汚れ落としに使用します。)
 - 天候等の理由により遅延する場合があります。ご了承ください。
 - 下水道、浄化槽、農業集落排水等への接続及び家庭の解体等により便槽の工事をされる場合は、最終くみ取り及び清掃を実施してください。

令和3年度

守ろうごみマナー

別表9
ごみは収集日の朝7時~8時の間に自治会等で指定された場所に出してください

持ち込みごみ受付時間 月曜日~土曜日(祝日含む) 午前9時~12時/午後1時~4時
①注意 12月30日の受付は午後3時まで。受付時間外、日曜日、12月31日から1月3日は、ごみの受付は行っていません。
綾部市公式ホームページで『ごみ分別大辞典』を検索されますと、より詳しい内容がご覧いただけます。

お問い合わせ 綾部市クリーンセンター
綾部市野田町須知山110-10
☎(0773)42-1489

燃やして処理するごみ

毎週 曜日 曜日

年末特別収集 12月 日

燃やして処理するごみのみ

枝葉、木片、木箱等は40cm以下のもの→燃やさないで処理するごみ

40cm以下に切る

①綾部市指定ごみ袋に入れて出してください。(指定ごみ袋以外のものは収集できません)
②袋の口は必ず結んで出してください。(袋の口をガムテープなどで貼ったり、飛び出ている物がある場合は収集できません)
③収集日が祝日の場合も収集します。
④12月31日から1月3日までごみ収集は休みになります。

①注意
①金属が使われている物は燃やさないで処理するごみです。
②台所のごみは十分水を切って出してください。
③袋の中身を確認できないものは収集できません。
④一度に出す袋の数は、一世帯あたり5袋までにしてください。

燃やさないで処理するごみ

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

スプレー缶・カセットボンベライターは有害ごみになります。

燃やさないで処理するごみとして収集できません。

①綾部市指定ごみ袋に入れて出してください。(指定ごみ袋以外のものは収集できません)
②袋の口は必ず結んで出してください。(袋の口をガムテープなどで貼ったり、飛び出ている物がある場合は収集できません)

①注意
①危険なごみ(包丁・草刈機等の刃・カミソリ・ガラスくず等)を出す場合は、刃物部分のみ、新聞紙等で包んで危険のないようにして、透明もしくは半透明の袋に入れてから、指定ごみ袋に入れて出してください。その際、指定ごみ袋に「危険物」と必ず表示してください。
②袋の中身を確認できないものは収集できません。
③一度に出す袋の数は、一世帯あたり5袋までにしてください。
④底木の剪定枝は、綾部市シルバー人材センターのリサイクル事業もご利用ください。
綾部市シルバー人材センター ☎(0773)42-9030

資源及び有害ごみ

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

資源ごみの出し方

①資源から中身を出し、水洗いをしてください。(タコ口の取っ手や中身が入ったままのものは収集できません)
②必ず持参した袋等から出して、それぞれ専用の回収容器に入れてください。
※ペットボトルと白色トレイの回収容器には蓋がついています。必ず蓋を外してから回収容器に入れてください。

- びん類(食用・化粧品用)**
 - ジュース、ビール、調味料等の食用ガラスびん(中身入りで販売されたもの)、化粧品用ガラスびんが対象になります。
 - 3色(透明、茶、その他)の色分けをして出してください。
 - ふたのついたびん類は収集できません。
- カン類(飲料缶・食用缶)**
 - ジュース、ビール等の飲料缶、お菓子、缶詰(ペット缶でも可)等の食用缶が対象になります。金属製のふた、栓も入れてください。
 - スチール缶、アルミ缶は一緒に入れてください。
- ペットボトル**
 - 表示のあるものが対象になります。
 - 手で簡単に取れるラベルは、できるだけ取り外してください。
 - ソース、サラシタイプのボトル、取っ手付ボトル、ペットボトルのふた・ラベルは、燃やして処理するごみに出してください。
 - ふたのついたペットボトルは収集できません。
- 白色トレイ**
 - 両面白色の発泡スチロール製食品用トレイのみが対象になります。(色紙、積荷不可)
 - 割れていてもかまいません。
 - 汚れたカゴのついたものは、リサイクルすることができません。燃やして処理するごみに出してください。
- 有害ごみ**
 - ①燃やさないでそれぞれ袋等に入れて出してください。
 - ②蛍光灯・電球、水銀体温計は、水銀を含有しているため燃やさないように出して下さい。
 - ③スプレー缶、カセットボンベは、爆発の危険性があるため、中身を抜いてから出して下さい。キャップ等プラスチック類は、できるだけ取り外してください。

粗大ごみ

一辺の長さがおおむね40cmを超えるもの(40cm以下に解体しても粗大ごみ)

第1回	第2回	第3回	第4回
10月	11月	12月	1月
2月	3月	4月	5月

粗大ごみの回収

①注意 重量に応じて処理手数料をいただきます。布団・寝具類は1kgまでごとに63円、その他の粗大ごみは20kgまでごとに419円。(戸別収集を申し込まれる場合は、処理手数料のほか、収集手数料として1,048円が必要となります)

①年4回、決められた日に収集します。
②収集日前日の午後1時まで受け付けます。
お電話でお申し込みください。(祝日を除く月曜日~金曜日)
③収集時間の希望は午前、午後で受け付けます。時間指定はできません。
④粗大ごみは家の外に出しておください。

①注意 重量に応じて処理手数料をいただきます。布団・寝具類は1kgまでごとに63円、その他の粗大ごみは20kgまでごとに419円。(戸別収集を申し込まれる場合は、処理手数料のほか、収集手数料として1,048円が必要となります)

①注意 重量に応じて処理手数料をいただきます。布団・寝具類は1kgまでごとに63円、その他の粗大ごみは20kgまでごとに419円。(戸別収集を申し込まれる場合は、処理手数料のほか、収集手数料として1,048円が必要となります)

①注意 重量に応じて処理手数料をいただきます。布団・寝具類は1kgまでごとに63円、その他の粗大ごみは20kgまでごとに419円。(戸別収集を申し込まれる場合は、処理手数料のほか、収集手数料として1,048円が必要となります)

衣類

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

①注意
①衣類は切らずに、中身が確認できる透明か半透明の袋に入れて出してください。袋の中身を確認できないものは収集できません。
②雨などに濡れないように口を結んで、燃やさないで処理するごみの集積所に出してください。
③袋の大きさは45ℓ以下のものを使用してください。
④一度に出す袋の数は、一世帯あたり5袋までにしてください。
⑤清拭剤、トイレ用品(便座カバー等)は40cm以下に切り燃やして処理するごみに出してください。

家電4品

エアコン(室外機含む) プラズマテレビ 液晶・プラズマテレビ 電子レンジ(室内機含む) 電気冷蔵庫・冷凍庫 電気洗濯機 電気乾燥機 冷蔵庫・フイン用

不要になった「家電4品目」の処分は、家電リサイクル法により、購入された販売店や買い替えられた販売店に引き取りを希望されている場合は、販売店にご相談ください。なお、購入された販売店がわからない、また、引越した際により購入された販売店が近くにない場合などについては、事前に郵便局で「家電リサイクル券」を購入し、指定引取場所へ直接持ち込んでください。
指定引取場所 株式会社ファーストライン ☎(0773)20-1930

①注意
①衣類は切らずに、中身が確認できる透明か半透明の袋に入れて出してください。袋の中身を確認できないものは収集できません。
②雨などに濡れないように口を結んで、燃やさないで処理するごみの集積所に出してください。
③袋の大きさは45ℓ以下のものを使用してください。
④一度に出す袋の数は、一世帯あたり5袋までにしてください。
⑤清拭剤、トイレ用品(便座カバー等)は40cm以下に切り燃やして処理するごみに出してください。

牛乳パックの回収

最寄りの指定場所まで持ち込んでください。
①中を洗って乾燥させてください。
②切り開いてください。

指定場所
●綾部市役所(まちづくりセンター) ●綾部会館
●綾部市ふれあいセンター ●J.A.京都のくに 豊里支店
●下市公民館 ●志賀町公民館 ●綾部市産業集積センター
●新田公民館 ●綾部市農村購入の家
●新田市民センター ●綾部市健康ファミリーセンター
●綾部市健康センター ●綾部市林業等健康センター

受け入れしないごみ

クリーンセンター持込禁止!!

●飲食店、店舗、会社、工場、事務所、病院、警察、官公署等事業所の「燃やさないで処理するごみ」及び「粗大ごみ」
●建築廃材、農業機械、天日干物、泥油、塗料、農薬、劇薬、かわら、タイヤ、ホイール、バッテリー、リチウム電池、コイン電池、ボタン電池、充電電池、小型充電式電池、消火器、コンクリート、ガス心バ、パソコン、携帯電話
※廃棄については、綾部市・取扱店にご相談ください。使用済みのパソコンはメーカーが回収します。回収するメーカーがない場合は「リサイクル3R推進協会」☎(03-8282-7685)へお問い合わせください。

古紙・雑紙

新聞、雑誌、本、段ボール等の紙や菓子箱、包装紙、紙袋等の雑紙は、地域、学校の資源回収活動をご利用ください。

家庭で飼っていたペットについて

クリーンセンターでは動物専用火葬炉での火葬を行います。火葬後回収することも可能です。

- 火葬のみの場合 2,095円
- 回収される場合 4,191円

※回収を希望される場合は、事前にクリーンセンターへお問い合わせください。
※段ボール箱などにに入れてお持ち込みください。
※骨を入れている骨壺等はご自分で用意ください。

綾部市告示第67号

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱（平成28年綾部市告示第132号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

綾部市長 山 崎 善 也

第4条第1項第2号中「30,000円」を「15,000円」に、「180,000円」を「90,000円」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

綾部市告示第 6 8 号

綾部市空き家活用定住促進事業費補助金交付要綱（平成 2 8 年綾部市告示第 1 1 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

附則第 2 項中「平成 3 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この告示は、令和 3 年 3 月 3 1 日から施行する。

綾部市告示第 6 9 号

綾部市子育て短期支援事業実施要綱（平成 2 7 年綾部市告示第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 6 号中「又は法第 3 7 条に規定する乳児院」を「、法第 3 7 条に規定する乳児院、法第 6 条の 4 第 1 号及び第 2 号に規定する里親又は児童福祉法施行規則第 1 条の 4 第 2 項に規定する保護を適切に行うことができる者として市長が適切と認めた者その他の保護を適切に行うことができる者」に改める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第70号

くらしの資金償還金の収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項及び綾部市会計規則第33条第2項（昭和57年綾部市規則第2号）の規定に基づき告示する。

令和3年4月1日

綾部市長 山崎善也

1 委託先

氏 名	住 所
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
国分グローサーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号

2 委託の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

綾部市告示第71号

地縁による団体「小畑町区」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和3年4月1日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

規約に定める目的を次のように変更する。

本自治会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、小畑自治会の行政財政を円滑に推進すると共に、各種の施設を改良・改善し、会員の一致団結、以て福祉の増進を図ることを目的とする。

- (1) 区域内の住民相互の連絡
- (2) 道路・水路の整備及び清掃作業
- (3) ため池周辺及び河川堤防の除草作業
- (4) 集会施設等の維持作業
- (5) 地区内住民対象の農林文化祭等の開催
- (6) その他、地区住民が主催する行事に対する援助等

規約に定める名称を 小畑自治会 に変更する。

2 変更の年月日

令和3年4月1日

3 変更の理由

自治会統合による規約変更

綾部市告示第72号

犬の登録並びに狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年4月1日

綾部市長 山崎善也

1 委託先

住 所 京都市下京区西七条掛越町65番地

氏 名 公益社団法人 京都府獣医師会
会長理事 清水弘司

2 委託の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

綾部市告示第 7 3 号

綾部市立病院の診療費並びに付随する経費の徴収及び収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 3 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

氏 名	住 所
公益財団法人 綾部市医療公社	京都府綾部市青野町大塚 2 0 番地の 1

2 委託の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第 7 4 号

市府民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、市営住宅使用料、放課後学級負担金、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、介護保険料、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、浄化槽使用料及び上水道使用料の収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項及び第 1 5 8 条の 2 第 6 項、国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）第 2 9 条の 2 第 1 項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 1 9 年政令第 3 1 8 号）第 3 3 条第 1 項、児童福祉法施行令（昭和 2 3 年政令第 7 4 号）第 4 4 条第 1 項、介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）第 4 5 条の 7 第 1 項、地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 2 6 条の 4 第 1 項並びに綾部市会計規則第 3 3 条第 2 項（昭和 5 7 年綾部市規則第 2 号）の規定に基づき告示する。

令和 3 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

氏 名	住 所
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 7 0 0 番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号
国分グローサーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 1 番 1 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 4 2 1 番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号

PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
LINE Pay 株式会社	東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号

2 委託の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第75号

綾部市し尿くみ取券売りさばき業務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年4月1日

綾部市長 山崎善也

1 委託先氏名・住所

氏 名	住 所
村上芳朗	広小路二丁目13-3
平田和生	駅前通17
岸見金一	相生町23-4
林多嘉子	月見町上正屋33
四方和佳子	神宮寺町西谷3
安村弘子	寺町堂ノ前9-1
ツバメ会	井倉町樋ノ元14-1
山内みや子	青野町西ノ後15-13
若宮酒造(株)	味方町薬師前4
雨林洋子	田野町風久呂1-3
八田邦子	綾部市味方町薬師谷300-41
高本裕幸	本町四丁目1-5
木下和美	本町七丁目69
荻野義則	西町一丁目57-1
村上敏夫	大島町沓田11-3
羽室了	岡町弓場4-1
清水由美子	栗町ウケ川30
喫茶24	小貝町新八21
四方善次	里町西ノ糸11-6
有限会社空山の里	鍛冶屋町花ノ木6-4
豊里地区自治会連合会事務所	栗町大野1-202
西八田地区自治会連合会事務所	岡安町岡22-1
東八田地区自治会連合会事務所	梅迫町溝尻1-16
山家地区自治会連合会事務所	鷹栖町豊後田32
物部地区自治会連合会事務所	物部町東野46-1
志賀郷地区自治会連合会事務所	志賀郷町北町17
口上林地区自治会連合会事務所	武吉町中井根35
中上林地域振興協議会	八津合町縄手1
奥上林地域振興協議会	故屋岡町三反田15
綾部会館	味方町石風呂50-5
栗文化センター	栗町相定47-3

2 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。

綾部市告示第 7 6 号

綾部市障害者就労施設等支援給付金交付要綱（令和 2 年綾部市告示第 1 6 0 号）は、廃止する。

令和 3 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第 7 7 号

綾部市林業振興地域育成対策協議会設置要綱（昭和 5 7 年綾部市告示第 4 3 号）は、廃止する。

令和 3 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第78号

あやべ応援寄附金（ふるさと納税）事業に係る指定代理納付者を指定しましたので、綾部市会計規則（昭和57年4月1日綾部市規則第2号）第32条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年4月1日

綾部市長 山崎善也

1 指定代理者納付者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区二丁目24番12号

名 称	所 在 地
S B ペイメントサービス株式会社	東京都港区新町一丁目9番2号 汐留住友ビル25階

名 称	所 在 地
P a y P a y 株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3

名 称	所 在 地
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリームゾンハウス

2 歳入の種類

寄附金

3 指定日

令和3年4月1日

綾部市告示第79号

ふるさと納税収納代行事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年4月1日

綾部市長 山崎善也

1 委託先

氏 名	住 所
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区二丁目24番12号

氏 名	住 所
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目2番1号

氏 名	住 所
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリームゾンハウス

2 委託の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで